

V-High 放送の業務申請マニュアル

【申請期間：平成 25 年 12 月 19 日～平成 26 年 1 月 28 日まで】

平成 25 年 12 月 18 日



総務省

V-High 放送の業務申請マニュアル

【 目 次 】

	ページ
第一編 申請要領	1-1
1 はじめに	
2 申請受付期間	
3 申請受付場所	
4 申請対象周波数（申請枠）	
5 申請に当たっての留意事項	
第二編 関係法令集（様式関係を除く。）	2-1
○放送法第93条、第94条、第95条	
○放送法施行規則第61条、第64条、第65条、第67条、69条、 第70条、第71条、第72条、第73条	
○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第4条の2、 第8条	
○基幹放送普及基本計画	
○放送法関係審査基準第3章の2、附則第3条、別紙2、別紙4、 別添1、別添2	
○個人情報の保護に関する法律 第2条、第15条から第31条まで	
○放送受信者等の個人情報の保護に関する指針第2条から第29条まで	
第三編 申請書の記載	3-1
1 共通事項	
2 申請書の記載様式	
3 申請書記載例（※）	
（※）記載例は、あくまで例示です。	

第一編 申請要領

1 はじめに

この「V-High 放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務申請マニュアル」は、平成 25 年 12 月 19 日（木）から平成 26 年 1 月 28 日（火）まで移動受信用地上基幹放送の業務の認定の申請を受け付ける、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった 207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用して行う放送（以下「V-High 放送」という。）に係る当該申請の手続きについて解説するものです。

2 申請受付期間

平成 25 年 12 月 19 日（木）午前 9 時 30 分から平成 26 年 1 月 28 日（火）午後 6 時 15 分まで。

- ※ 1 上記期間外の申請については理由の如何を問わず一律に受付を拒否することとなりますので、ご注意ください。
- ※ 2 郵送による場合には、下記 3 に示す申請受付場所に送付してください（上記期間内必着でお願いいたします）。

3 申請受付場所及びお問い合わせ先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 地上放送課

電話 03-5253-5793

FAX 03-5253-5794

電子メール v-high/atmark/ml.soumu.go.jp

- ※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

(V-High 放送全般についてのお問い合わせ先)

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送政策課

電話 03-5253-5776

FAX 03-5253-5779

電子メール v-high/atmark/ml.soumu.go.jp

- ※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

(放送法施行規則別表第6の三号「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」及び別表第九号についてのお問い合わせ先)

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送技術課

電話 03-5253-5786

FAX 03-5253-5788

電子メール broadcast_tech_voice/atmark/ml.soumu.go.jp

※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

4 申請対象周波数

	セグメント領域	中央の周波数
①	13セグメント形式のOFDMフレーム	210.428MHz
②	1セグメント形式のOFDMフレーム	219MHz、219.428MHz、219.857MHz、 220.285MHz、220.714MHz、 221.142MHz 又は 221.571MHz

5 申請に当たっての留意事項

① 申請書作成にあたっては、関係法令集を熟読の上、記載願います。なお、「第三編申請書の記載」においては、放送法関係審査基準附則第3条により、時限的に審査の対象外となる基準は、記載しておりません。

② 業務開始の予定期日については、放送開始のために必要な作業に要する期間が、事業計画の内容によって異なると思われるため、申請者において、基幹放送局提供事業者等と十分に調整を行うようにしてください。

③ 申請書類の提出部数については、次のとおりとしてください。

	正本	写し
I 移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書 (放送法施行規則 別表第六の三号)	1部	2部
II 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書 (放送法施行規則 別表第七の三号)	1部	2部
III 事業収支見積書 (放送法施行規則 別表第八号)	1部	2部
IV 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力 (放送法施行規則 別表第九号)	1部	2部

なお、「写し」については、日本工業規格A列4番の用紙に片面印刷とし、ホチキス止め、インデックス添付等を行わないでください。

また、各資料の右下に「申請者名」、「放送番組名」及び「ページ番号（通し番号）」を記載してください。

記載例

株〇〇テレビジョン	▲▲▲チャンネル	p23
-----------	----------	-----

- ④ 申請受付期間終了後、申請者名、代表者名、申請セグメント数などを取りまとめ、すみやかに公表する予定です。また、申請の内容についても、今後、必要に応じて、申請者に対して事前に確認の上、申請内容として公表する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 申請の際、今後の連絡窓口として、2名以上の方の電子メールアドレス及び緊急連絡用の電話番号の登録をお願いします。申請受付後に、申請内容に関するヒアリングの対応をお願いすることがありますので、確実に連絡・対応が可能な体制の構築をお願いいたします。
- ⑥ 審査の公平性を確保する観点から、申請受付期間終了後の申請内容の変更は認められません。なお、申請内容を変更しない範囲での、記載事項の訂正や、補足資料の提出は可能な場合がありますので、個別に御相談ください。
- ⑦ テレビジョン放送の認定申請は放送番組ごとに行われるため、一社で複数の認定申請を行う場合は、それぞれの放送番組ごとに申請書を作成してください。
- ⑧ 審査に必要な添付書類であって、このマニュアルに特に定めがないものについては、必要に応じて、例えば「補足説明書」など適宜の表題を付して、適宜の様式により申請書に添付して提出してください。
また、審査を行うに当たって必要があると認められる場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑨ 仮に、申請受付期間中に、申請希望者の皆様に対し公平にお知らせすべき追加の情報が発生した場合には、本マニュアルに追記の上総務省「情報通信に関するポータルサイト」の「マニュアルハンドブック支援メニュー」に掲載しますので、適宜お役立ててください。

(参考) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

第二編 関係法令集

(平成 25 年 12 月 17 日現在)

- 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）・・・・・・・・・・ 2-2
第 9 3 条、第 9 4 条、第 9 5 条、第 1 1 1 条
- 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）・・・・・・・・ 2-5
第 2 条、第 6 1 条、第 6 4 条、第 6 5 条、第 6 7 条、6 9 条、
第 7 0 条、第 7 1 条、第 7 2 条、第 7 3 条、第 1 0 4 条から第 1 1 5 条
まで、第 1 2 3 条の 2
- 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務
省令第八十二号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-12
第 4 条の 2、第 8 条
- 基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）・・・・・・・・ 2-12
- 放送法関係審査基準（平成二十三年総務省訓令第三十号）・・・・・・・・ 2-14
第 3 章の 2、附則第 3 条、別紙 2、別紙 4、別添 1、別添 2
- 個人情報の保護に関する法律（平成十五年第五十七号）・・・・・・・・・・ 2-40
第 1 5 条から第 3 1 条まで
- 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成十六年総務省告示第六百
九十六号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-46
第 3 条から第 2 9 条まで

○放送法（抄）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハマまでに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）

(1) イからハマまでに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

- へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を
終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- ト 第三百条第一項又は第四百条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、
その取消しの日から二年を経過しない者
- チ 第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過
しない者
- リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基
幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受
信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認
定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者である
もの

2 前項第四号ロ及びハの支配関係とは、次の各号のいずれかに該当する関係をいう。

- 一 一の者及び当該一の者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にあ
る者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める
割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合にお
ける当該一の者と当該法人又は団体の関係
- 二 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表
権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねる場合における当該一の
法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係
- 三 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行する役員の地位を兼ねる
者の数の当該他の法人又は団体の役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一未
満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当
該他の法人又は団体との関係

3 第一項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛
星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又
は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 基幹放送の種類
- 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けよ
うとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称
- 四 希望する放送対象地域
- 五 基幹放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

- 4 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 5 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。
- 6 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（指定事項及び認定証）

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

二 放送対象地域

三 基幹放送に係る周波数

2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。

3 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。

一 認定の年月日及び認定の番号

二 認定を受けた者の氏名又は名称

三 基幹放送の種類

四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

五 放送対象地域

六 基幹放送に係る周波数

七 放送事項

(業務の開始及び休止の届出)

第九十五条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、その業務の開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(設備の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

○放送法施行規則 (抄)

(定義)

第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～十 (略)

十一 「番組送出設備」とは、放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれらを管理する機能を有する電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）をいう。

十二 「放送局の送信設備」とは、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送にあつては放送をする無線局の送信設備をいい、衛星基幹放送にあつては人工衛星の放送局の送信設備（地球局から伝送された放送番組を受信するための電気通信設備を含む。）をいう。

十三 (略)

十四 「中継回線設備」とは、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送にあつては番組送出設備から送出された放送番組を放送局の送信設備まで伝送する機能を有する電気通信設備、異なる場所に設置した放送局の送信設備の間で放送番組を伝送する機能を有する電気通信設備（放送波により中継を行う場合は、その受信設備を含む。）又は異なる場所に設置した番組送出設備間に設ける電気通信設備をいい、衛星基幹放送に

あつては番組送出設備から送出された放送番組を地球局設備まで伝送するための電気通信設備をいう。

(認定の申請)

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

一・二 (略)

三 移動受信用地上基幹放送

イ (略)

ロ デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送にあつては、放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレームの別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（テレビジョン放送にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

(申請書)

第六十四条 法第九十三条第三項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第六十五条

- 1 法第九十三条第四項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。
- 2 法第九十三条第四項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

(不適法な申請書等)

第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 (略)

(認定等の拒否の通知)

第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 (略)

(認定の際に指定する周波数の表示)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。）による移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項（第七号から第十一号までに掲げる事項にあつては、テレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合に限る。）を指定するものとする。

一 中央の周波数

二 十三セグメント形式のOFDMフレーム又は一セグメント形式のOFDMフレームの別

三 伝送方式

四 セグメント数又は基準セグメント数

五 搬送波の変調の方式

六 誤り訂正内符号の符号化率

七 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）

八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数

十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第二十四条の五の規定により符号化される映像信号に限る。）

十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。

二 (略)

三 搬送波の変調の方式 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める方式をいう。

イ (略)

ロ 移動受信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に

あつてはデジタル放送の標準方式第二十四条の四に規定する四相位相変調又は十六値直交振幅変調、同章第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十九条に規定する四分の π シフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調

四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。

イ (略)

ロ 移動受信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十四条の七又は第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

(様式等)

第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。

2・3 (略)

4 前条第三項及び第四項の規定は、デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(事業計画書の公表等)

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び第六十五条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(基幹放送の業務の開始等の届出)

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

2・3 (略)

(予備機器等)

第百四条 番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。

(故障検出)

第百五条 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能を備えなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず同項に規定する機能を備えることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置を講じなければならない。

(試験機器及び応急復旧機材の配備)

第百六条 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

- 2 放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(耐震対策)

第百七条 放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

- 2 放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。
- 3 その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

(機能確認)

第一百八条 放送設備の機器の機能を代替することができる第百四条に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていなければならない。

2 放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。

(停電対策)

第一百九条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。

2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

(送信空中線に起因する誘導対策)

第一百十条 送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響を防止する措置が講じられていなければならない。

(防火対策)

第一百十一条 放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

(屋外設備)

第一百十二条 屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

(放送設備を収容する建築物)

第一百十三条 放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。

- 二 当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。
- 三 当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

(耐雷対策)

第百十四条 放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていなければならない。

(宇宙線対策)

第百十五条 人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていなければならない。

第百二十三条の二 第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第二節及び第三節に定める放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

- 2 第百四条、第百七条第三項、第百八条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 3 第百四条及び第百六条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の中継局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。
- 4 第百七条第三項、第百八条第二項、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式（受信した電波を復調及び変調せず増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び第百二十五条において同じ。）の放送局への送信に係る中継回線設備及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 5 第百五条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える放送局（空中線電力三ワットを超え五〇ワット以下の非再生中継方式のものを除く。以下この条において同じ。）への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。
- 6 第百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、移

動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（抄）

（移動受信用地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）

第四条の二 申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務（全国放送であるものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下この条において同じ。）の合計が十三を超えない場合
- 二 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

（支配関係に該当する議決権の占める割合）

第八条 法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合についての法第九十三条第二項第一号の総務省令で定める割合は、百分の三十三・三三三三三とする。

一・二 （略）

三 移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者又は移動受信用地上基幹放送事業者の議決権を有する場合

○基幹放送普及計画（抄）

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

（略）

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア・イ （略）

ウ 移動受信用地上基幹放送の普及

民間基幹放送事業者が行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送については、次のとおりとする。

(ア) 全国各地域においてあまねく受信できること。

(イ) 受信設備の普及に配慮すること。

(ウ) 自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性を生かしたサービスの推進に

十分配慮すること。

なお、民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。

(2)～(4) (略)

2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1)・(2) (略)

(3) 移動受信用地上基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される移動受信用地上基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し移動受信用地上基幹放送を行う機会を開放する。

また、移動受信用地上基幹放送の特性を生かしたサービスの実現に十分配慮する。

(4) 各地域社会における各種の大衆情報提供手段の所有及び支配が、原則として、特定の者に集中することを避ける。

3 (略)

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと(総合放送を行うものに限る。)

(2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること(この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。)

(3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。

(4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。

(5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる

条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。

- 2 以上のほか、第3の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を充足すること。

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

- 1 (略)
- 2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標
 - (1)～(4) (略)
 - (5) 移動受信用地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うもの)

基 幹 放 送 の 区 分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	全 国	1程度(注1)
	テレビジョン放送	全 国	7～20程度(注2)

(注1) 一の13セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第28条第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームをいう。）を利用して1系統のマルチメディア放送を行う場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 1、2又は3のセグメントを利用して1系統のテレビジョン放送を行う場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の方法による利用を妨げるものではない。

○放送法関係審査基準（抄）

第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等
(趣旨)

第10条の2 法第93条第1項による移動受信用地上基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによる

ものとする。

(認定の基準)

第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

基幹放送普及計画に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の移動受信用地上基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る移動受信用地上基幹放送の業務を確実に実施できること。

- (2) 移動受信用地上基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。

移動受信用地上基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

- (3) 移動受信用地上基幹放送事業者の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

- (4) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。

ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで並びに第123条及び第123条の2の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による移動受信用地上基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(5) (略)

(6) 法第93条第1項第4号、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(7) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(8) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。

(優先順位)

第 10 条の 4 移動受信用地上基幹放送の業務に関し前条各号に適合する移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、同条第 1 号から第 7 号までに適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 87 号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第 4 章第 2 節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に関し前条各号に適合する移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙 4 の基準により比較審査を行うものとする。

（認定の際の指定事項の指定の方法）

第 10 条の 5 指定事項の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに移動受信用地上基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

（資料の提出）

第 10 条の 7 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

附 則

第 3 条 平成 27 年 3 月 31 日までの間になされた移動受信用地上基幹放送の業務の認定の申請に対する第 10 条の 4 ただし書の規定に基づく審査を行う場合については、別紙 4 の 1 において「次に掲げる基準」とあるのは「次に掲げる基準 ((1)を除く)」と、2 において「次に掲げる基準」とあるのは「次に掲げる基準 ((2)から(7)まで及び(10)から(13)までを除く。）」と読み替えて、同条の規定を適用する。

別紙 2（第 6 条及び第 10 条の 3 関係）

第 6 条(6)又は第 10 条の 3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者（以下別紙 2 において「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。

- (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
- (1) 一週間の放送時間（補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間）において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者（法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従つて放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組

が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。

- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18 その業務が試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
 - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
 - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。
- 19 その使用するセグメント数又は基準セグメント数が7以上であるマルチメディア放送による移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。）を行おうとする申請者にあつては、自己又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送の業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを放送事項に明確に記載している場合に限り、当該情報の送信に当たって、次に掲げ

る事項に適合していること。ただし、他に放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行う移動受信用地上基幹放送事業者であってこれらの要件に適合するものが既にある場合は、この限りでない。

ア 当該情報の送信のため1セグメントを確保していること。

イ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。

ウ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。

エ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の移動受信用地上基幹放送事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

別紙4（第10条の4関係）

移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。以下この別紙において同じ。）の業務に関し、移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1 認定を受けるべき移動受信用地上基幹放送の業務が、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。

(1) 字幕番組の充実

テレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送にあつては、字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同じ。

ア 技術的に字幕を付与することができない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話を生放送番組）

イ 外国語の番組

ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組

エ 権利処理上の理由等により字幕を付与することができない番組

(2) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。

(3) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行

われるものを除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。この場合において、(1)の基準は、(2)から(13)までの基準に係る事業計画の実現可能性を含め、基幹放送業務の根幹である財政面・番組編成面の両面からみた事業遂行能力を総合的に審査するものであることから、特に重視するものとする。

(1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性並びに費用算出の適正性

ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

※1 イの収入の算出根拠の確実性を判断するに当たっては、例えば、当該申請に係る放送番組が、既に衛星基幹放送、衛星一般放送、有線一般放送、インターネット上の動画配信その他の類似メディアにおいてサービス提供されており、かつ、それらのメディアにおける過去の実績に照らせば当該申請に係る収入の見積りが客観的にみて極めて確度が高いと見込まれる内容の事業計画を、より確実なものとして考慮するものとする。

※2 イの費用算出の適正性を判断するに当たっては、例えば、(9)に係る取組を行おうとする申請であるにもかかわらず、当該取組のために要する設備投資等の費用が適正に計上されていないといった、事業を遂行するために必要な費用が適切に計上されていない事業計画は、費用算出の適正性を有しないものとして考慮するものとする。

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を法第93条第2項第1号に掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第4条の2第1項に規定する基準に適合すること。この場合において、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第10条の3(6)後段の規定を準用することとする。

(3) 設備の維持

放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実したものであること。

(4) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(5) 字幕番組等の充実

テレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送にあつては、字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(6) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(7) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(8) 放送番組の多様性

移動受信用地上基幹放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(9) 放送の特性を生かしたサービスの推進

次に掲げる取組等、移動受信用地上基幹放送の、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性を生かしたサービスの推進のためのより充実した取組を行うものであること。

ア 映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の形態の多様な組合せの確保のための取組やその組合せに係る創意工夫を生かした取組
イ 受信設備に応じた放送番組の画面構成や放送番組に係る付随サービス等に係る創意工夫を生かした取組

(10) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した個人情報保護のための取組を行うものであること。

(11) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したもので

あること。

(12) 国内受信者の利益の確保

マルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送にあつては、国内受信者の意図に反した有料サービスへの誘導を防止するための措置等の具体的計画を有していること、全ての移動受信用地上基幹放送事業者が共通して利用できるシステムの構築等の具体的な計画を有していること等、国内受信者の利益の確保のためのより充実した取組を行うものであること。

(13) 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保

放送番組の制作及び調達に係る取引に関する指針の作成や当該取引を円滑に行うための取組等、放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保のためのより充実した取組を行うものであること。

別添1 対象設備と措置について（第3条(7)ア、第6条(4)ア、第10条の3(4)ア並びに第12条(7)ア(ア)及びイ(ア)関係）

1 基幹放送に用いる電気通信設備の損壊又は故障に対する措置

(1) 予備機器等

番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようになっていること（規則第104条本文関係）。

なお、これに準ずる措置とは、複数の場所に設置されている機器に対する予備機器又はその構成部品を、保守拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、ア(ア)から(カ)まで若しくはイの措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

予備の機器の設置又は配備等の措置は講じられないが、常時の放送に用いられる機器の損壊等の発生時に、その機器を使用せず別の機器構成により放送の業務を継続できること（規則第104条ただし書関係）。

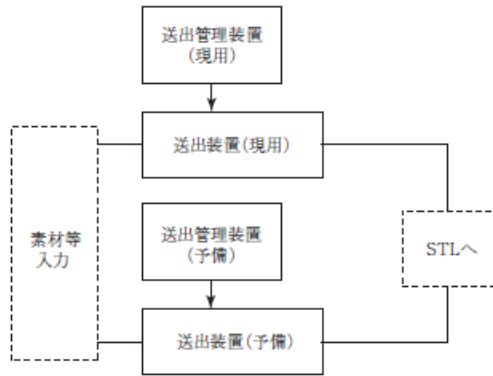
例えば、ア(キ)又は(ク)の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

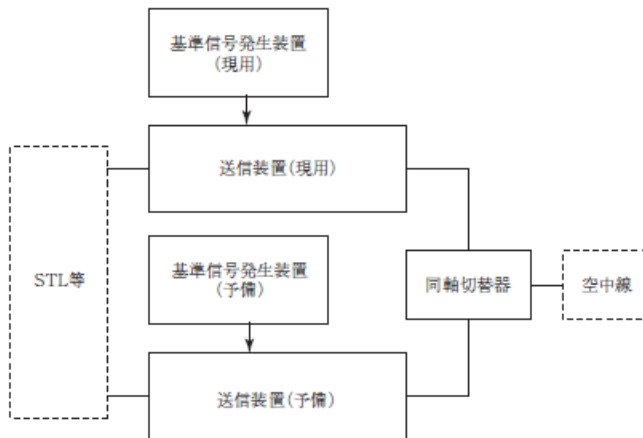
(ア) 番組送出設備及び放送局の送信設備を現用予備構成とする装置（第1図、第2

図参照)

第1図 番組送出設備の現用予備構成の図

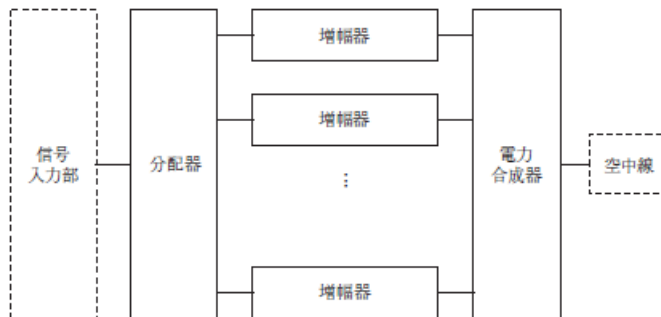


第2図 放送局の送信設備の現用予備構成の図



(イ) 送信装置を並列合成方式とする装置 (第3図参照)

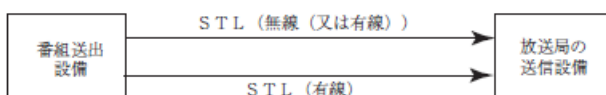
第3図 送信装置の並列合成方式の例



(ウ) 局間回線を二重化構成とする装置

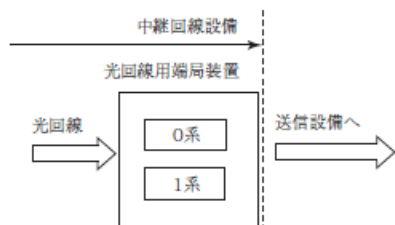
(エ) 中継回線設備を無線 (又は有線) 及び有線の2ルートで構成する措置 (第4図参照)

第4図 中継回線設備を2ルートで構成する例



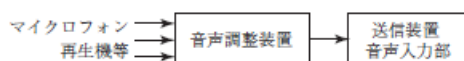
- (カ) 中継回線設備における終端装置（光回線用端局装置等）について二重化構成をとり、いずれかに障害が発生してももう一方を使用して放送を継続する措置（第5図参照）

第5図 光回線用端局装置を二重化構成する例



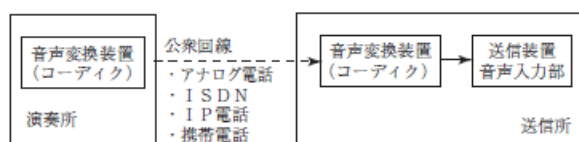
- (カ) 中波放送、短波放送及び超短波放送の番組送出設備について、番組送出設備に障害が発生し演奏所からの放送が不可能な場合に、送信所における音声信号の入力部分に予備機器を接続して放送を継続する措置（第6図参照）

第6図 音声信号の入力部分に予備機器を接続する場合の例



- (キ) 中波放送、短波放送及び超短波放送の中継回線設備について、中継回線設備に障害が発生した場合、公衆回線（アナログ電話、ISDN、IP電話、携帯電話網）と音声変換装置（コーデック）等の組合せを利用して予備回線を構成する措置（第7図参照）

第7図 電話回線を利用して予備回線を構成する場合の例



- (ク) 限定的な地域を対象とする予備送信所を親局に係る放送局の送信設備と異なる場所に設置し、親局に係る放送局の送信設備が機能しなくなった場合に限り運用し放送を継続する措置

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

(2) 故障検出

ア 損壊等を直ちに検出し、運用者へ通知する機能が備えられていること

番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下別添1にお

いて「放送設備」という。)は、電源供給停止、動作停止、動作不良(誤設定によるものを含む。)その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能が備えられていること(規則第105条第1項関係)。

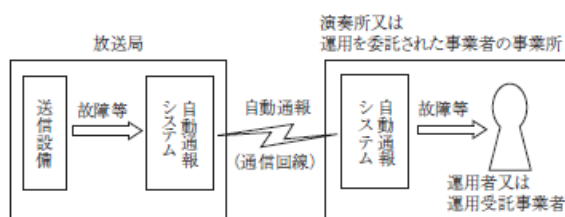
なお、対象とする損壊等には、放送設備の動作不良(ソフトウェアの不具合に起因するもの及びデジタル方式の放送においては誤設定によるものを含む。)、人工衛星の軌道異常等も含まれる。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

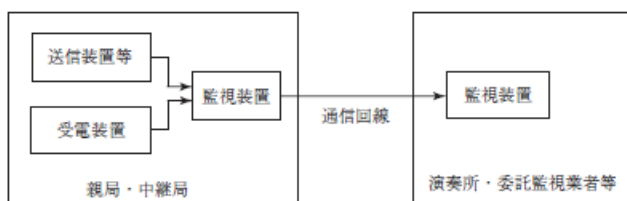
- A 番組送出設備の損壊等を自動検出して、運用者に通報するアラームシステムを設ける措置
- B 放送局の送信設備や中継回線設備の損壊等を自動検出して、演奏所の運用者又は運用を委託された事業者へ自動通報するシステムを設ける措置(第13図参照)

第13図 損壊等を自動通報するシステムの例



- C 無人運用時放送設備の損壊等を運用者の携帯端末にメールで自動通報するシステムを設ける措置
- D 放送局の送信設備及びそれに対する受電装置等を電話回線を使用して遠隔監視し、状態を通知する機能を設ける措置
- E 監視・制御所の設置又は委託業者による放送設備の集中監視及び運用者への通報を実施する措置(第14図参照)

第14図 監視・制御所や委託業者により集中監視を行う場合の例



- (イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(略)
- (ロ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(ア)の規定を準用することとする。

イ やむを得ずアの機能を備えることができない放送設備について、損壊等を速やかに検出し、運用者へ通知する措置

やむを得ずアの措置を講ずることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置が講じられていること（規則第105条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備については、電気店などに委託してエアモニタリングを実施し、損壊等の発生時に運用者に通知する措置

(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備

ア 試験機器の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第1項関係）。

なお、これに準ずる措置は、試験機器の配備に当たって、拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 試験機器を放送事業者の事業所等に配備する措置

B メンテナンスを委託している場合は、委託を受けた者が試験機器を配備する措置

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

イ 応急復旧機材の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第2項関係）。

なお、これに準ずる措置とは、応急復旧措置を行うために必要な機材を拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 保守拠点において、移動式の電源設備を配備する措置

B 保守拠点において、通常想定される範囲の故障に対応する応急復旧のための機材（予備のケーブル等）を配備する措置

C 保守拠点において、中継回線設備の損壊等の発生に備え、放送波による中継に切替えが可能な場合は、臨時にそれに切り替えて応急復旧するための機材を配備する措置

（注） 中継回線設備は放送波による中継が困難な場合に設置するものであるため、このような切替えは必ずしも一般的ではない。

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

（略）

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(4) 耐震対策

ア 設備据付け及び設備構成部品に関する地震対策

放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第1項関係）。

放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第2項関係）。

なお、通常想定される規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、一般的には震度5弱程度である。

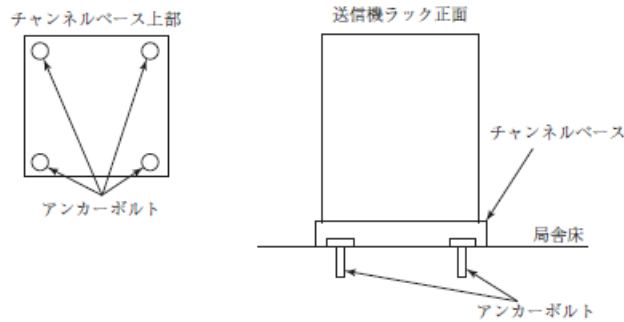
放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

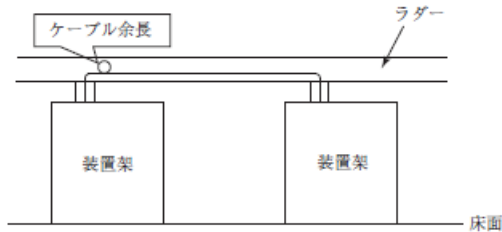
A 機器ラックを、アンカーボルト及びチャンネルベースにより床に固定する措置（第15図参照）

第15図 機器ラックを床に固定する例



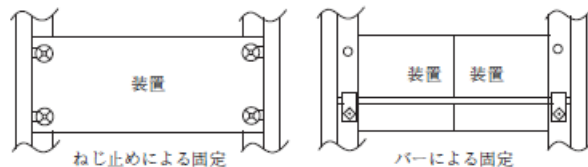
- B 機器ラックの揺れ及び転倒防止のため、L型金具、チェーン、ワイヤ等により壁・天井に固定する措置
- C 機器の揺れによる引っ張り損傷防止を考慮したケーブル類（外部導体が波形形状の可とう導波管、フレキシブル同軸ケーブル等）を敷設する措置
- D 装置架間にケーブルを敷設する際にラダー上でケーブルの余長を設け、揺れによる引っ張りに対応させる措置（第16図参照）

第16図 ケーブルの余長により引っ張りに対応する敷設の例



- E 中波放送の送信機出力部から空中線給電部間の信号線路に用いられる銅パイプ等の部材については、地震による破損を防ぐため、線路長に対して余裕を持った銅板及び網線を一部に挿入する措置
- F 機器ラックに設置せず、置き台等の上に設置する機器については、L型金具、プレート金具、ベルト式固定器具等を使用して固定する措置
- G 機器ラックに装置をねじ止め等により固定する措置（第17図参照）

第17図 ねじ止め等による装置の固定の例



- H 空中線の脱落を防ぐため、空中線の取付柱等に強固に固定する措置
- (イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)
- (ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

イ アに関する大規模地震対策

その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、アの耐震措置は、大規模な地震を考慮した対策が講じられていること（規則第107条第3項関係）。

なお、大規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、通常想定される規模の地震を上回る、例えば平成7年兵庫県南部地震のような大規模な地震である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 筐体等のアンカーによる固定に加え、連結又は揺れ止め等、より耐震性を高めた措置

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(5) 機能確認

ア 予備機器の機能確認

放送設備の機器の機能を代替することができる(1)に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていること（規則第108条第1項関係）。

なお、定期的とは、予備の機器の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとである。

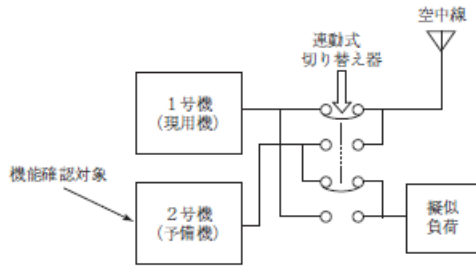
ただし、人工衛星に設置される放送局の送信設備については、常時は予備機器に電力供給されず、定期的な電源投入による機能確認が不可能であること及び極めて高い信頼性を有する構成部品を使用することから、予備機器への切替え以外の措置（予備の人工衛星に設置される送信設備の無励振状態での機能確認、現用機器の不具合が予見される場合に予備機器の電源を予め投入しての機能確認等）により、可能な範囲での措置が講じられていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 現用機の運用中に、予備機について、定期的に動作、主要特性及び機能を確認（送信装置については擬似負荷装置を使用して確認）する措置又はアラームの有無で確認する措置（第18図参照）

第18図 予備機への切替え運用を想定した構成の場合の機能確認の例



B 放送休止時間帯に、定期的に切替え試験を実施する措置

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ロ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

イ 電源供給状況の確認

放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていること（規則第108条第2項関係）。

なお、定期的とは、電源設備の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 法令に基づく保安規程により確認する措置

B 停電検知器、電圧計、電流計、電力計等を受電盤、配電盤等に設置、又は計器を準備して確認する措置

C データロガーによりメータリングを実施し、動作状況を確認する措置

D 常駐警備員等がメータリングを実施し、動作状況を確認する措置

E 放送休止時等に自家用発電機の試験（起動、切替え及び停止）、蓄電池装置への切替え及び受電切替え試験を実施するとともに、その際、擬似的に停電及び故障状態を発生させて、故障検知センサの動作を確認する措置

F 定期的に受電設備、自家用発電機及び蓄電池の定期保守及び点検を実施する措置

G 故障及び異常を自動検出して、運用者に通報するシステムにより、動作を確認する措置

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ロ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(6) 停電対策

ア 予備電源の確保

放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第109条第1項関係）。

なお、電力の供給の異常とは、電力の供給の停止又は電圧低下等である。

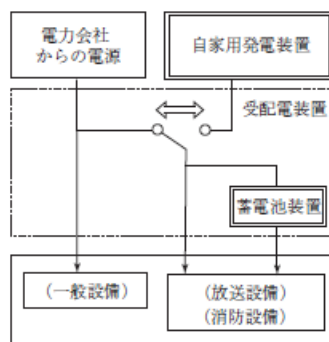
例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 非常用電源として自家用発電装置又は蓄電池装置を設置し、切替え可能にする措置

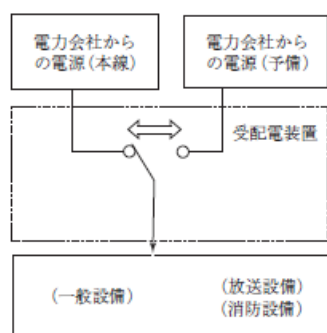
B 自家用発電装置及び蓄電池装置を設置する措置（第20図参照）

第20図 非常用電源として自家用発電装置及び蓄電池装置を整備する場合の例



C 購入電力を2系統受電とする措置（第21図参照）

第21図 2系統受電とする場合の例



D 大規模災害時における広域・長時間の停電対策として、移動式の電源設備を保守拠点、保守委託先等に配備する措置又は複数の事業者で共同配備する措置

E 商用電源の異常跨において、放送の円滑な継続のため直ちにかつ確実に非常用電源に切り替えるための保護継電器を設置する措置

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

イ 発電機の燃料の確保

自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めること（規則第109条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 自家用発電機の燃料を電力供給が復旧するまでに必要な容量とする措置

（例えば、テレビジョン放送及び中波放送の親局に係る放送局の送信設備の自家用発電機について、電力供給が復旧するまで停電後1日程度要すると想定した場合、その間放送を継続するために必要な量の燃料を確保する。なお、確実に燃料補給が行われる場合や予備送信所が使用可能な場合などは、この限りではない。）

B 定期的に燃料備蓄状況の確認及び補給を実施する措置

C 近隣の給油所等と燃料補給の契約をする措置

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(7) 送信空中線に起因する誘導対策

送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響の防止策が講じられていること（規則第110条関係）。

なお、本措置は、送信空中線からの影響が及ぶ可能性がある場合に、必要に応じて講じるものである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 中波放送又は短波放送において、送信所内に設置される臨時の番組送出設備、放送局の送信設備等については、非電導部材の使用、碍子による絶縁、接地線の敷設等により、電磁誘導による高周波電流の発生を防ぐ措置

(イ) 中波放送又は短波放送において、送信所内に設置される臨時の番組送出設備、放送局の送信設備等については、放送波（振幅変調信号）がそれらを構成する装置に侵入することにより電気回路の動作が不安定になったり、当該回路内での包

絡線検波作用で発生する音声信号が混入するおそれがあるため、帯域遮断フィルタ等を侵入経路に適宜挿入し防止する措置

(ウ) 中波放送又は短波放送において、空中線の近傍に設置する STL 空中線系については、帯域通過フィルタの設置を行い、影響を防止する措置

(エ) 中波放送又は短波放送において、機器の低電圧回路、CPU 回路等のインターフェース信号には、十分な送信波の電磁誘導対策（ノイズフィルタ等）を実施する措置

(オ) 短波放送において、放送局の送信設備の大電力高周波部は必要に応じ二重扉とし、かつ、扉へ誘導する電流は確実に筐体側に流れるように接触片を取り付ける措置

(カ) 短波放送において、送信局舎は当該局舎全体をシールド構造とし、筐体から発射される不要な電波が当該局舎外に漏れない構造とするとともに、監視制御装置（PC 使用）室に個別シールドを設置し、空中線からの電波が当該局舎内に入り込まないように防止する措置

(キ) 短波放送において、空中線までの屋外給電線に平行線を使用するとともに、屋内は全て同軸ケーブルを採用し、高周波誘導を最小に抑制する措置

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

(8) 防火対策

放送設備を收容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第 111 条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 自動火災報知器、消火ガス（ハロンガス、CO₂ 等）系自動消火装置、消火器等を設置する措置

(イ) 建築物内、配管及び配線用空間内について、防火壁等による区画化又は石膏ボード等による間仕切りを行う措置

(ウ) 放送設備の電源系統のショート等に起因する火災を防止するため、受電設備に当該電源系統を切り離すための保護継電器及び遮断器を設置する措置

(エ) 内装材、建築材料、ケーブル等について不燃性又は難燃性のものを用いる措置

(オ) 外部からの延焼を防止するため、RC（鉄筋コンクリート）局舎、CB（コン

クリートブロック) 局舎又は金属若しくはセメント板パネルを使用した局舎に
放送設備を収容する措置

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

(9) 屋外設備

ア 空中線等への環境影響の防止

屋外に設置する空中線(給電線を含む。)及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物(10の建築物を除く。イにおいて「屋外設備」という。)は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものとなっていること(規則第112条第1項関係)。

なお、その他設置場所における外部環境の影響とは、地域により想定される塩害、粉塵、津波等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 水等に直接接触しないよう耐候性塗料による塗装や水の侵入を防ぐための防水テープ、防水ゴムパッキン等の防水加工を施し降雨等による錆を低減させる措置

B 風又は雪による空中線の損壊を防ぐため、通常想定される風圧又は積雪量に耐えられる強度を確保する措置

C 腐食等に十分耐えられるよう、ステンレス、真ちゅう材、溶融亜鉛メッキ材等の耐候性部材を使用する措置

D FRP 素材等を使用した防雪カバーで覆うことで、空中線が直接雨、雪等に触れないようにする措置

E 屋外に設置される給電線等の消耗を定期的に視認する措置

F 寒冷地における屋外放熱器(水冷)には不凍液等による凍結対策を実施する措置

G 津波の影響を容易に受けないよう設置場所を選定する措置

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

イ 公衆による接触の防止

屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されていること（規則第112条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
 - A 送信空中線の適当な地上高を確保する措置
 - B 常駐警備員による巡回警備を行う措置
 - C 敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置
- (イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)
- (ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

(10) 放送設備を収容する建築物

放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次のアからウまでに適合するものであること。

ア 建築物の強度

当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること（規則第113条第1号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
 - A 所要の強度や耐久性を確保できるよう、放送設備を固定する天井面、壁面及び床面に補強材（フレーム、筋交い、鋼材等）を施す措置
 - B 建物の構造を堅固なものとする措置（コンクリート造、鉄骨造、耐震設計等）
- (イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)
- (ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

イ 屋内設備の動作環境の維持

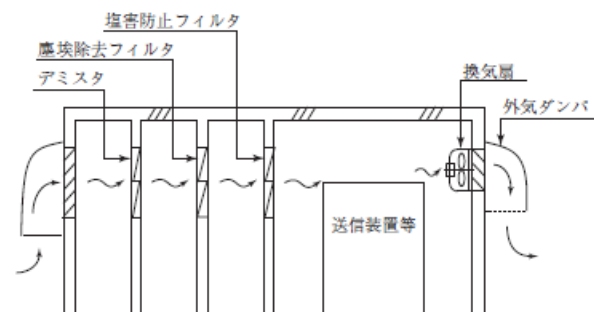
当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること（規則第113条第2号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
 - A 放送設備を設置する機器室に空調設備、換気設備等を設置し、温度、湿度等を定格環境条件の範囲内に保つ措置
 - B 放送設備を収容函に納めることで、屋外環境の変化から保護する措置

- C アスファルト防水、シート防水、塗装による塗膜防水等の防水処置を行う措置
- D 吸排気設備における塵埃除去フィルタ、塩害防止フィルタ、デミスタ、外気ダンパ等を設置する措置（第22図参照）

第22図 吸排気設備に対するフィルタ等の設置例



- (イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

- (ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

ウ 立入りへの対策

当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること（規則第113条第3号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 建築物、放送設備を設置している機器室並びに金属及びセメント板パネルを使用した局舎に入る扉への施錠、警備員による入退出管理又は防犯ブザーや監視カメラ等の設置を行う措置
- B 他社ビルに放送設備を設置する場合、容易に立ち入れない部屋を借用し、鍵はビルの管理下とする措置
- C 常駐警備員による巡回警備を実施する措置
- D 敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置
- E 小規模な中継局の放送設備収容函に施錠する措置

- (イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

- (ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(11) 耐雷対策

放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていること（規則第114条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

なお、本措置は、落雷による放送機器や受電部等の損壊等による放送の業務への影響を軽減するために講じるものである。

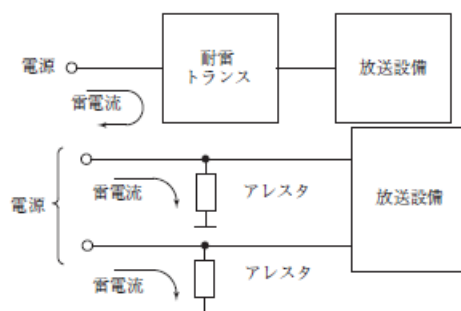
ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 送信装置等について、空中線整合器への狭帯域通過回路の設置による雷サージの低減、電力増幅器の分散、雷サージの検出による送信機出力の瞬断の設計等を行う措置

(イ) 最短での接地線の敷設を行う措置

(ウ) 受電部から侵入する雷被害を低減するために耐雷トランス又はアレスタを設置する措置（第23図参照）

第23図 電源からの雷被害を低減する耐雷トランスやアレスタの設置例



(エ) 制御に使用する電気通信回線からの雷対策として、サージ吸収素子を取り付ける措置

(オ) 演奏所における接地線の区分け（放送用電源と一般用電源など）により、落雷電流の回り込みを阻止する措置

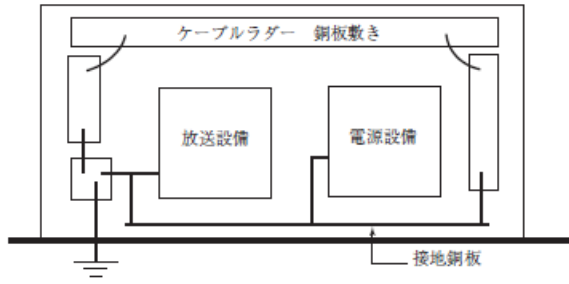
(カ) 避雷針等の避雷装置を設置する措置

(キ) 地中深くに銅板、銅棒等の電極を埋め込むこと（深掘接地）により接地抵抗を低減させる措置

(ク) 中波放送の空中線の土台部分及び空中線とのインピーダンス整合装置に、空中線系から侵入するサージ電流等を放電させるためのボールギャップ（金属）又はカーボンギャップを設置し、送信装置本体への影響を防止する措置

(ケ) 放送設備と局舎を等電位となるように接地する措置（第24図参照）

第24図 等電位接地を行う場合の接続例



イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
アの規定を準用することとする。

(12) 宇宙線対策

人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていること（規則第115条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 人工衛星の放送設備に使用される半導体素子について、材料及び部品レベルで放射線対策が講じられたものを使用する措置

(イ) 宇宙線によるソフトウェア誤動作（データのビット反転によるもの）を抑制するため、エラー検出、エラー訂正等の機能を備える措置

(ウ) 人工衛星の調達仕様書に、宇宙線対策を講じることが記載し、対策を確保する措置

イ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
アの規定を準用することとする。

2・3 (略)

別添2 放送の区分と送信の標準方式について（第3条(7)イ、第6条(4)イ、第10条の3(4)イ及び第12条(7)ア(イ)関係）

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1)～(5) (略)

(6) 移動受信用地上基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第4章の規定に適合するものであること。

2 (略)

○ 個人情報の保護に関する法律 (抄)

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保）

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目

的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三

条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

○放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（抄）

(適正な取扱い)

第三条 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）は、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、次に掲げるところに従って、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

一 放送受信者等の個人情報は、その利用目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われること。

二 放送受信者等の個人情報は、不正の手段で取得されないこと。

三 放送受信者等の個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれること。

四 放送受信者等の個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されること。

五 放送受信者等の個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されること。

(利用目的の特定)

第四条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者の全ての氏名若しくは名称の表示、当該第三者の全てのみが行う業務の種類を表示又はその他の客観的に当該第三者を特定できる

方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。

- 3 受信者情報取扱事業者は、複数の事業の用に供することを利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該複数の事業の各々の内容をできる限り具体的に特定しなければならない。
- 4 受信者情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第五条 受信者情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の受信者情報取扱事業者から事業を承継することに伴って放送受信者等の個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得の範囲の制限)

第六条 受信者情報取扱事業者は、その事業に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報取得しないよう努めなければならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、放送の受信、放送番組の視聴若しくは放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金若しくは代金の支払いを求める目的又は統計の作成の目的のために必要な範囲を超えて、視聴履歴を取得しないよう努めなければならない。
- 3 受信者情報取扱事業者は、放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払いを求める目的のために必要な範囲を超えて、口座番号等を取得しないよう努めなければならない。

(適正な取得)

第七条 受信者情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により放送受信者等の個人情報を取得してはならない。

2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取得するときは、当該放送受信者等が誤って認識することを防止するために、当該放送受信者等に対し、自らの氏名又は名称を明示しなければならない。

3 放送事業者（放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者をいう。第十七条の二において同じ。）は、その放送番組の視聴に伴い放送受信者等による発信が行われる個人情報を受信者情報取扱事業者に取得させるときは、当該放送番組において、当該放送受信者等に当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称を了知させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第八条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 受信者情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該受信者情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第九条 受信者情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、放送受信者等の個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第十条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理責任者)

第十一条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人情報の管理に関する責任者を置かななければならない。

(安全管理規程)

第十二条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を作成しなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、前項の安全管理規程について、見直しを行わなければならない。

(取扱いの管理)

第十三条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人データの取扱いの管理に関して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放送受信者等の個人データの記録された物を保管する場所への出入りの管理（当該出入りを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定を含む。）
- 二 放送受信者等の個人データ（個人情報データベース（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この条において同じ。）を構成するものに限る。）に係るアクセス（電子計算機を作動させ、情報の利用をし得る状態にさせることをいう。以下この条において同じ。）を行うための電子計算機の利用の管理
- 三 前二号の場所からの個人データの記録された物の持出しの管理（当該持出しの方法の限定を含む。）
- 四 放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係るアクセスの管理（当該アクセスを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定、当

該アクセスを行おうとする者が当該権限を有する者であることの確認及び当該アクセスの記録の保管を含む。)

五 放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及び毀損を防止するために必要な措置

六 放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係る電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置

（視聴履歴等の管理）

第十四条 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）又は口座番号等（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）の記録された物を郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第二項に規定する信書便をいう。）によって発送する場合には、当該物を封入する方法その他の当該物が送達されるまでの間当該視聴履歴又は口座番号等を見ることができないようにする方法により行うよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等を電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下この項及び第十七条の二において同じ。）を用いて発信しようとする場合には、暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により行うよう努めなければならない。ただし、当該発信の場所と当該視聴履歴又は当該口座番号等の着信の場所との間を接続する全ての電気通信回線設備が特定の者に専用されるものであるときは、この限りでない。

（従業者の監督）

第十五条 受信者情報取扱事業者は、その従業者に放送受信者等の個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、その従業者に対し、個人データの取扱いに係る従業者間の責任の分担及び放送受信者等の個人データの適正な取扱いについて、当該個人データの安全管理が図られるために必要な研修その他の啓発を行うよう努めなければならない。

（委託先の選定）

第十六条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中

から委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、委託先を選定しなければならない。

(委託先の監督)

第十七条 受信者情報取扱事業者は、前条の場合は、その取扱いを委託された放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（次項において単に「委託を受けた者」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託を受けた者との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について、見直しを行わなければならない。

一 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止のために講じる必要かつ適切な措置の内容

二 受信者情報取扱事業者及び委託を受けた者の責任に関する事項（委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を含む。）

三 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項（当該委託を受けた者が、その取扱いを適正かつ確実にを行うことができると認められる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って再委託先を選定する旨及び当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）

(受信機に記録された個人情報の管理)

第十七条の二 放送事業者は、放送受信者等が使用する記憶装置を有する放送受信用の受信機に記録された個人情報が、当該受信機と接続された電気通信回線設備を用いて、当該放送事業者が放送する放送番組の放送受信者等による視聴に伴い発信されることが可能なときは、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するために、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により、発信された当該個人情報を取得することとされている者以外の者が当該個人情報を取得することを防止するために必要な措置

二 当該個人情報が発信されるようにするために当該放送番組において送信される情報の検証その他の当該放送受信者等の意思に反して当該個人情報が発信されることを防止するために必要な措置

(第三者提供の制限)

第十八条 受信者情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、放送受信者等の個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 受信者情報取扱事業者は、第三者に提供される放送受信者等の個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 受信者情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 受信者情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って放送受信者等の個人データが提供される場合

三 放送受信者等の個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される放送受信者等の個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 受信者情報取扱事業者は、前項第三号の場合には、同号の共同して利用する者の範囲

を、当該共同して利用する者の全ての氏名若しくは名称の表示、当該共同して利用する者の全てのみが行う業務の種類を表示又はその他の客観的に当該共同して利用する者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。

- 6 受信者情報取扱事業者は、第四項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(個人データの保存期間及び消去)

第十九条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの保存期間を定めるよう努めなければならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等の保存期間を定める場合には、当該保存期間がそれぞれ第六条第二項又は第三項に規定する目的のために必要な最短の期間とするよう努めなければならない。
- 3 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない。
- 4 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定により定めた保存期間が満了したときは、当該保存期間に係る個人データを消去するよう努めなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- 一 当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称
- 二 全ての放送受信者等の保有個人データの利用目的(第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)
- 三 次項、次条第一項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第二十六條第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
- 四 当該受信者情報取扱事業者が行う放送受信者等の保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 五 当該受信者情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

- 2 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される放送受信者等の保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

- 第二十一条 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される放送受信者等の保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
 - 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

- 第二十二条 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全

部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十三条 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第五条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十八条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第二十四条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続）

第二十五条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条

第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人は、当該事項により、開示等の求めを行わなければならない。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第四項の代理人であることの確認の方法

四 次条第一項の手数料の徴収方法

2 受信者情報取扱事業者は、開示等の求めに応じるに際しては、開示等の求めをする者が本人又は第四項の代理人であることの確認を行うよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、受信者情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

4 開示等の求めは、代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示等の求めをするにつき本人が委託した代理人をいう。)によつてすることができる。

5 受信者情報取扱事業者は、前各項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第二十六条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十一条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(苦情の処理)

第二十七条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。この場合において、受信者情報取扱事業者は、前項の苦情の申出先を定め、同項の処理の手続を整備するよう努めなければならない。

(基本方針の策定及び公表)

第二十八条 受信者情報取扱事業者は、第五条の規定により講じられる措置、第八条の規定に基づく本人への通知又は公表の手續、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手續（第二十六条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）、前条の規定により講じられる措置その他の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定により定める基本方針に、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

- 一 第七条の規定に基づき取得される個人情報の取得元又はその取得方法をできる限り具体的に明記する旨
- 二 第十六条の規定に基づく委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める旨
- 三 本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去に応じる旨

(漏えい等に関する事実等の公表等)

第二十九条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、当該漏えいに係る事実関係につき本人に通知するよう努めなければならない。ただし、本人の住所、電話番号及び電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）の全てが相当の調査をしても分からないときは、この限りでない。

2 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又は毀損があった場合には、速やかに、当該漏えい、滅失又は毀損に係る事実関係及びその再発防止対策につき公表するよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、前項の場合には、速やかに、当該事実関係及び当該再発防止対策につき総務大臣に報告しなければならない。

4 受信者情報取扱事業者は、第二項の場合において、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該事実関係及び当該再発防止対策につき当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

5 前四項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

第三編 申請書の記載

1 共通事項

① 今回の申請において提出が必要となる項目は以下のとおりです。

事項名	ページ	
	記載様式	記載例
I 移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書 【放送法施行規則 別表第六の三号様式】	3-3	3-37
別紙1 希望する周波数	3-4	3-38
別紙2 放送事項	3-6	3-39
別紙3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	3-8	3-40
II 事業計画書【放送法施行規則 別表第七の三号様式】	3-10	3-41
別紙(1) 経営形態及び資本又は出資の額	3-12	3-42
別紙(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法	3-12	3-42
別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数	3-13	3-43
別紙(4) 100分の33.3333を超える議決権を有する者に関する事項	3-13	3-43
別紙(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.3333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項	3-14	3-44
別紙(6) 役員に関する事項	3-15	3-44
別紙(3)～(6)補足資料 マスメディア集中排除原則の支配関係図	3-16	3-45
別紙(7) 放送番組の編集の基準	3-16	3-46
別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画	3-16	3-53
別紙(9) 週間放送番組の編集に関する事項	3-17	3-54
別紙(10) 放送番組の審議機関に関する事項	3-27	3-58
別紙(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	3-27	3-59
別紙(12) 災害放送に関する事項	3-27	3-61
別紙(14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要	3-28	3-63
III 事業収支見積【放送法施行規則 別表第八号様式】	3-29	3-64
第1 見積表	3-29	3-64
第2 見積の根拠	3-32	3-65
第3 放送番組の主たる利用見込者	3-33	3-84
参考となる資料① 個人情報の保護に関する事項	3-34	3-85
参考となる資料② 提供条件の説明及び苦情等の処理に関する事項	3-35	3-88
参考となる資料③ 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信	3-35	3-90

	参考となる資料④ 放送の特性を生かしたサービスの推進	3-35	3-90
IV	基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力 【放送法施行規則 別表第九号様式】	3-36	3-91

- ② 申請書類は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 93 条第 3 項、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 64 条、第 65 条、別表第六の三号、第七の三号、第八号及び第九号の規定に準拠することが必要です。本マニュアルをよく読んで記載してください。
- ③ 各資料の用紙は、原則として、日本工業規格 A 列 4 番の用紙としてください。
- ④ 各資料に記載する比率等の数値は、原則として、小数点第 2 位を四捨五入とし小数点第 1 位まで記載してください。
- ⑤ 各項目において、様式等により具体的な記載方法等が定められておらず、比較的自由な記載をお願いしている部分については、その内容についてできるだけ具体的な根拠の記載や裏付けとなる資料等の添付をお願いします。根拠等が薄弱な内容については、審査において考慮されない可能性がありますので、あらかじめご承知おき願います。
- ⑥ 申請書類に記載した内容は、公表することがあります。ただし、経営上の秘密に該当する内容がある場合には、その扱いについて申請者と相談させていただきますので、どの情報が経営上の秘密に該当するのかが分かるように示した上でその旨をご記載ください。

2 申請書の記載様式

I 別表第六の三号(第 64 条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第 93 条第 3 項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数(注3)	
業務開始の予定期日	
放送事項(注4)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注5)	
欠格事由の有無(注6)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例)

「移動受信用地上基幹放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四章第二節に定める放送)ーマルチメディア放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注3

(1) V-Lowマルチメディア放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送）の業務に係る記述のため、省略。

(2) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるテレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

（記載例）中央の周波数 210.428MHz、219MHz、219.428MHz、219.857MHz、220.285MHz、220.714MHz、221.142MHz又は221.571MHz（※1）

使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム（※2）

伝送方式 セグメント連結伝送方式

セグメント数 1セグメント（※3）（補完放送（音声）を含む。（※4））

搬送波の変調の方式 16QAM（※5）

誤り訂正率 1/2（※5）

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 352画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

※1 2セグメント以上を希望する場合は、「210.428MHz」と記載すること。1セグメントを希望する場合は、「210.428MHz」、「219MHz」、「219.428MHz」、「219.857MHz」、「220.285MHz」、「220.714MHz」、「221.142MHz」又は「221.571MHz」から選択して記載すること。ただし、一の申請に対して、希望する周波数が複数ある場合は、例えば、「第1希望：210.428MHz、第2希望：219MHz、第3希望：219.428MHz」のように、当該希望順位を明確に記載すること。（希望順位が明確でない場合は、ご希望を頂いた複数の周波数のうちいずれかの周波数を職権により指定させて頂くことがあります。）なお、どの周波数を使用するかによって事業計画の内容（例：収益・費用の見積もり、資金調達の方法など）が異なることとなる場合には、その差異の生じる範囲において、周波数ごとに複数の関係書類を提出すること。この場合において、第2希望以下の周波数に係る関係書類については、第1希望の周波数に係る関係書類との差異部分に下線を引く等により、記載内容の違いを明確にすること。

※2 2セグメント以上を希望する場合は、「13セグメント形式のOFDMフレーム」と記載すること。1セグメントを希望する場合は、「13セグメント形式のOFDMフレーム又は1セグメント形式のOFDMフレーム」、「13セグメント形式のOFDMフレーム」又は「1セグメント形式のOFDMフレーム」から選択をして記載すること。

※3 使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合には、「基準セグメント数」を記載すること。なお、「基準セグメント数」による申請を行う場合は、「使用するOFDMフレーム」は「13セグメント形式のOFDMフレーム」を選択すること。

※4 補完放送であつてテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数（当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数）を明記すること。

※5 放送波の変調の方式及び誤り訂正率については、利用可能性のあるものを全て記載すること。

(3) セグメント連結伝送方式によるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz (※1)
使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム (※2)
伝送方式 セグメント連結伝送方式
セグメント数 基準6セグメント (※3)
搬送波の変調の方式 16QAM (※4)
誤り訂正率 1/2 (※4)

- ※1 2セグメント以上を希望する場合は、「210.428MHz」と記載すること。1セグメントを希望する場合は、「210.428MHz」、「219MHz」、「219.428MHz」、「219.857MHz」、「220.285MHz」、「220.714MHz」、「221.142MHz」又は「221.571MHz」から選択して記載すること。ただし、一の申請に対して、希望する周波数が複数ある場合は、例えば、「第1希望:210.428MHz、第2希望:219MHz、第3希望:219.428MHz」のように、当該希望順位を明確に記載すること。(希望順位が明確でない場合は、ご希望を頂いた複数の周波数のうちいずれかの周波数を職権により指定させて頂くことがあります。)なお、どの周波数を使用するかによって事業計画の内容(例:収益・費用の見積もり、資金調達の方法など)が異なることとなる場合には、その差異の生じる範囲において、周波数ごとに複数の関係書類を提出すること。この場合において、第2希望以下の周波数に係る関係書類については、第1希望の周波数に係る関係書類との差異部分に下線を引く等により、記載内容の違いを明確にすること。
- ※2 2セグメント以上を希望する場合は、「13セグメント形式のOFDMフレーム」と記載すること。1セグメントを希望する場合は、「13セグメント形式のOFDMフレーム又は1セグメント形式のOFDMフレーム」、「13セグメント形式のOFDMフレーム」又は「1セグメント形式のOFDMフレーム」)から選択をして記載すること。
- ※3 使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合には、「基準セグメント数」を記載すること。なお、「基準セグメント数」による申請を行う場合は、「使用するOFDMフレーム」は「13セグメント形式のOFDMフレーム」を選択すること。
- ※4 放送波の変調の方式及び誤り訂正率については、利用可能性のあるものを全て記載すること。

注4

- (1) テレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。）により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例（※P3-7参照）に準じ、併せて記載すること。

- （記載例） 報 道 （一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）
 教 育 （学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）
 教 養 （政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）
 娯 楽 （音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）
 その他 （通信販売番組等）

- (2) テレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものに限る。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野及び主たる言語項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例（※P3-7参照）に準じ、併せて記載すること。

（記載例）

分 野	主たる言語	備考
学校教育番組（主として高校・大学受験対策講座）		
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	

- （注1） 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。
 （注2） 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。
 （注3） 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨を記載すること。

- (3) マルチメディア放送を行う基幹放送の業務の場合

ア 放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従って記載すること。

（記載例）

放送番組の形態	分野	備考
リアルタイム型放送番組	野球、サッカーを中心としたスポーツ番組	
蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	

- （注1） リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。
 （注2） 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。
 （注3） 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその

旨を記載すること。

イ 放送番組の検索又は選択に関する情報（電子番組表（EPG））を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載すること。

(4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合

（記載例） （何）博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

（記載例） （何）地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

(5) (1)から(4)までに定めるもののほか、次のアからウまでに掲げる事項について、記載すること。

ア 有料放送の有無

（記載例） 有料放送の有無：無

イ 放送事項における成人向け番組（性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組をいう。）の有無

（記載例） 成人向け番組の有無：無

ウ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合

（記載例） 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合は30%以下とする。

上記別表第六の三号 注4(1)及び(2)関連：

別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例

（記載例）

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
株価、経済指標等の経済情報	XML方式	無	
最新自動車情報、自動車部品等を紹介する電子マガジン	(何)方式	無	

（注1） 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

（注2） データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従った記載放送のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

（注3） 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

（注4） 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨を記載すること。

注5 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

- (1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。
- (2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明記して付記すること。
- (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」又は「中継回線設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。
 - ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項
 - イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項
- (4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

上記別表第六の三号 注5 関連：

「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」の記載に当たっては、放送技術課が発行している「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第2版）（平成24年12月）」（以下「手引き」という。）を参考にすること。なお、V-High放送は、第2版では「マルチメディア放送」を参考とすること。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

必要書類及び記載のポイント等が示されている手引きの参照ページは以下のとおり。

「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」に必要な書類		別表第六の 三号との対応	手引き
1-1.	放送ネットワーク構成及び審査に係る電気通信設備の範囲・構成	注5(1)	P14
1-2.	番組送出設備 ①番組送出設備に関する系統図 ②番組送出設備に関する電源系統図	注5(2)	P15～P17
1-3.	中継回線設備 ①中継回線設備に関する系統図 ②中継回線設備に関する電源系統図	注5(2)	P18～P20
2-1.	移動受信用地上基幹放送の安全・信頼性に関する技術基準への適合の確認表	注5(3)ア	P88～P90
2-2.	基幹放送の品質に関する技術基準への適合の確認表	注5(3)イ	

(作成のポイント)

(ア)「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」のうち、審査の対象となる設備（提出資料に記載を要する設備）は、番組送出設備、中継回線設備に分類される。番組送出設備及び中継回線設備の定義については放送法施行規則第2条を、これらの設備に含まれる装置等の一例については手引き（手引きP3）を参照。

(イ) 別表第六の三号 注5(1)により、「電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載」となっている。

1-1. ～1-3. については、設備の範囲については、契約形態等によりハード事業者及びソフト事業者の保有する設備の範囲が変わる場合があるので、申請者において、ハード事業者である(株) ジャパン・モバイルキャスティングと調整を行った上で記載すること。

(ウ) 2-1. については、手引きの【様式5】(手引き P88～P90) を用いることとし、表中「マルチメディア放送」を「V-High 放送」と修正して用いること。記入用電子データフォーマットについては、総務省放送技術課まで問い合わせ下さい。

(エ) 2-2. については、以下の記載要領に基づき、用いる設備が「送信の標準方式」欄に記載の方式に準拠する場合、チェック欄に「レ」点を記入。(V-High 放送が適合すべき放送の品質に関する技術基準は、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号) 第1章及び第4章となる。)

基幹放送の品質に関する技術基準への適合の確認表

送信の標準方式	チェック欄
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号) 第1章及び第4章	

注6 法93条の13第1項第6号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

II 別表第七の三号(第 65 条第 1 項関係)

「移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書」

事業計画書	
長 辺	(別紙)
	<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額
	<input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
	<input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数
	<input type="checkbox"/> (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項
	<input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準
	<input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画
	<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項
	<input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項
	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
	<input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項
	<input type="checkbox"/> (13) 将来の事業予定
<input type="checkbox"/> (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要	

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定の申請の場合	(1) (2) (3) (4) (注1) (5) (注1) (6) (7) (注1)(注2) (8) (注1)(注2) (9) (10) (注1)(注2) (11) (注1) (12) (13) (注1) (14) (注1)	(注1) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注2) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注3) 当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
2 認定の変更の申請の場合	(1) (注3) (2) (注3) (3) (注3) (4) (注1)(注3) (5) (注1)(注3) (6) (注3) (7) (注1)(注2)(注3) (8) (注1)(注2)(注3) (9) (注3) (10) (注1)(注2)(注3) (11) (注1) (12) (13) (注1)(注3) (14) (注1)(注3)	
3 認定の更新の申請の場合	(1) (3) (4) (5) (6)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

	用途別資金の額	資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		
その他		
合計		

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務に係る「放送の開始」である。

(注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は 名称	住 所	職 業	議決権の総数に 対する議決権の比率	備 考
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ) 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は 名称	議決権の総数 に対する議決 権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1 を超える議決権又は衛星基幹放送事業 者若しくは移動受信地上基幹放送事 業者の100分の33.33333を超える議決 権を有する場合、当該事業者の名称	備考
100分の33.33333を超 える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議 決権と計算される 議決権を有する者 (B)		%	/	

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。

また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。))によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

(エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も100分の33.3333を超える議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(注5) 別紙4のみでは基幹放送局の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第4条の2及び放送法関係審査基準第10条の3(5)に規定する基準に適合する旨を十分に示すことができない場合には、適宜の様式により、追加の書類を添付すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の 議決権の総数に対する 議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注1) (4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) (4)(注1)の(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4)(注1)の(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(注3) 別紙5のみでは基幹放送局の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第4条の2及び放送法関係審査基準第10条の3(5)に規定する基準に適合する旨を十分に示すことができない場合には、適宜の様式により、追加の書類を添付すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな ----- 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(3)～(6)補足資料 〈マスメディア集中排除原則の支配関係図〉

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第4条の2第一項及び放送法関係審査基準第10条の3(6)に規定する基準に適合する旨を説明するため、記載例(※P3-45)に従い、支配関係図を作成すること。

(注) 申請者の認定申請分セグメント数は、申請番組すべてのセグメント数を合計したものを記載すること。

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の三号注4(2)及び(3)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。また、「放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること(放送法関係審査基準別紙2の7)」に留意し、具体的な公表方法について記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による移動受信用地上基幹放送の業務については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、移動受信用地上基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。

また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載すること。

(記載例) 有料放送を含む基幹放送を行うものである。

(9) 別紙(9)は、次の様式により記載すること。

ア テレビジョン放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次の(ア)から(ウ)までの様式により記載すること。

(ア) 放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分	時間 分	時間分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
合計	時間 分				備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別（別表第六の三号の注4(2)の場合を除く。）のいずれに該当するかを色別、記号別（※）等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

※ 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別（別表第六の三号の注4(2)の場合を除く。）のいずれに該当するかを記号別で表示する場合の具体的な例：「報道は（報）」、「教育は（育）」、「教養は（養）」、「娯楽は（娯）」、「広告は（告）」、「その他は（他）」

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 複数の走査方式等による放送を行うもの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注6) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を（ ）で再掲すること。

(注7) 「再放送（リピート放送）※」については、当該放送番組表において、「再放送（リピート放送）」に「リ」と表示した上で網掛けにする等「初回放送」と区別して表示すること。

※ 「再放送（リピート放送）」とは、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻（任意に設定のこと。）以降、同一の番組を2回以上放送するものであって、初回放送を除く2回目以降の放送とする。

(イ) 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 その他	時間 分	%	
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、(ア)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものにと細分すること。なお、特別の事業計画により放送番組を編集するものにおいては、「放送の目的別種類」の欄は、当該チャンネルの特徴がわかるように上位3分野程度を目安に記入すること。

具体的な種別の一例：「映画」、「スポーツ」、「音楽」、「アニメ」、「ドラマ」、「ドキュメンタリー」、「ニュース」、「娯楽・趣味」、「ショッピング」、「教育・資格」

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間（他からの供給を受ける放送番組）	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間 分 (%)	
その他の者 小計	時間 分 (%)	
計 (①)	時間 分 (%)	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間 分 (%)	
その他の者 小計	時間 分 (%)	
計 (②)	時間 分 (%)	
合計 (①+②=③)	他社の放送番組 時間 分 (%)	
備考	自社の放送番組 時間 分 (%)	

(注1) 供給者名の欄は、(ア)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) スポットCM等は、各放送番組の時間に含めること。

(注3) 合計の欄の括弧内は、(ア)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

- (注4) 「備考」の欄(自社の放送番組)の比率は、1週間当たりの総放送時間の比率を100%として「合計(①+②=③)」の欄(他社の放送番組)の比率を差し引いた比率を記載すること。
- (注5) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。
- (注6) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で記載すること。
- (注7) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

別表第七の三号-(9) ア(ア)～(イ)の表の補足資料として、以下を添付すること。

(1) 放送時間等

1週間当たりの総放送時間 (注1)		分
有料放送に係る放送時間		分 (%)
うち、対価を得て行う広告放送に係る放送時間		分 (%)
対価を得て行う広告放送 (有料放送に係るものを除く。)に係る放送時間		分 (%)
字幕付与可能な放送番組に係る時間 (注2)		分 (%)
字	字幕放送に係る時間 (注3)	分 (%)
解	解説放送に係る時間 (注4)	分 (%)
リ	「再放送 (リピート放送)」時間 (注5)	分 (%)
	当該「再放送 (リピート放送)」番組の1番組当たりの放送時間の総合計 (注6)	分
1か月の総放送時間 (注7)		分
	「再放送 (リピート放送)」時間	分 (%)
	当該「再放送 (リピート放送)」番組の1番組当たりの放送時間の総合計 (注8)	分

(注1) 「1週間当たりの総放送時間」とは、当該1週間における、すべての放送時間の合計 (延べ放送時間) をいう。

(注2) 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう (自主的に字幕を付与することを妨げるものではない。例えば、「外国語の番組」であっても、日本語の字幕が付与されている場合は、「字幕付与可能な放送番組」及び「字幕を付与する放送番組」に含めてよい。)

- ① 技術的に字幕を付すことができない放送番組 (例 現在のところ、複数人が同時に会話を生放送番組)
- ② 外国語の番組
- ③ 大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

(注3) 字幕放送とは、音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をいう (データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む。)

(注4) 解説放送とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組をいう。

(注5) 『「再放送 (リピート放送)」時間』には、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻 (任意に設定のこと。)以降、同一の番組を2回以上放送する放送番組の初回放送を除く2回目以降の放送の合計時間を記載すること。

(注6) 1週間当たりの総放送時間における「当該『再放送 (リピート放送)』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」には、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻 (任意に設定のこと。)以降、当該1週間に「再放送 (リピート放送)」する放送番組の1放送番組当たりの放送時間の合計を記載すること。

(補足説明)

Aという30分間の放送番組を月曜日に初回放送し、その後、火曜日から金曜日まで初回放送とは別に4回「再放送(リピート放送)」し、Bという60分間の放送番組を水曜日に初回放送し、その後、土曜日と日曜日に初回放送とは別に2回「再放送(リピート放送)」した場合、「当該『再放送(リピート放送)』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」は90分(=30分(A番組)+60分(B番組))となる。

(注7) 1か月の総放送時間とは、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻(任意に設定のこと。)以降の1か月における、すべての放送時間の合計(延べ放送時間)をいう。

(注8) 1か月当たりの総放送時間における「当該『再放送(リピート放送)』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」には、当該放送番組表の初めの月曜日の放送開始時刻(任意に設定のこと。)以降、1か月間に「再放送(リピート放送)」する放送番組の1放送番組当たりの放送時間の合計を記載すること。

(補足説明)

Cという30分間の放送番組を第1週目の火曜日に初回放送し、その後、第2週目と第3週目に初回放送とは別に6回「再放送(リピート放送)」し、Dという60分間の放送番組を第2週目の水曜日に初回放送し、その後、第3週目と第4週目に初回放送とは別に10回「再放送(リピート放送)」した場合、「当該『再放送(リピート放送)』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」は90分(=30分(C番組)+60分(D番組))となる。

(注9) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(注10) 再放送を行うにあたり、視聴者の視聴習慣を考慮した編成にしている等の特別な事情がある場合は、その内容について備考として記載すること。

(2) 移動受信用地上基幹放送を行うにあたり実施する、例えば、「時間帯」の配慮や「事前表示」等の具体的な青少年保護措置について記載すること。様式適宜。 【時限措置(今回は削除)】

(3) 自社の放送番組の制作体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。様式適宜。

(4) 本件申請に係る放送番組が、既に衛星基幹放送、衛星一般放送、有線一般放送、インターネット上の動画配信その他の類似メディアにおいてサービス提供されている場合は、番組概要及び、番組表またはそれに相当する根拠となる資料を添付すること。様式適宜。

イ マルチメディア放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間及び伝送容量（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次の(ア)から(エ)までの様式により記載すること。

(ア) リアルタイム型放送番組表

時刻		曜日						
		月	火	水	木	金	土	日
計	時間分							
	伝送容量							
合計 時間 分 (伝送容量) 有料放送 (%)						備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注3) リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を()で再掲すること。

(注5) 「再放送(リピート放送)※」については、当該放送番組表において、「再放送(リピート放送)」に「リ」と表示した上で網掛けにする等「初回放送」と区別して表示すること。

※ 「再放送(リピート放送)」とは、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻(任意に設定のこと。)以降、同一の番組を2回以上放送するものであって、初回放送を除く2回目以降の放送とする。

(イ) 蓄積型放送番組表

	放送される時間帯	放送事項	合計伝送容量
月			
火			
水			

木			
金			
土			
日			
合計 伝送容量 有料放送 (%)			備考

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注3) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を()で再掲すること。

(注4) 「再放送(リピート放送)※」については、当該放送番組表において、「再放送(リピート放送)」に「リ」と表示した上で網掛けにする等「初回放送」と区別して表示すること。

※ 「再放送(リピート放送)」とは、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻(任意に設定のこと。)以降、同一の番組を2回以上放送するものであって、初回放送を除く2回目以降の放送とする。

(ウ) 全体の放送番組表

放送番組の形態の別 及び映像、音響又は 信号の別		有料放送又は無料放 送が放送全体に占め る割合(%)		映像、音響又 は信号が放 送全体に占 める割合 (%)	合計 (%)	放送事項
		有料放送	無料放送			
リアルタイム型放送番組	映像	A	G	A及びGの 和	及び Gから Iまでの 和 A から C まで	
	音響	B	H	B及びHの 和		
	信号	C	I	C及びIの 和		
蓄積型放送番組	映像	D	J	D及びJの 和	及び Jから Lまで の 和 D から F まで	
	音響	E	K	E及びKの 和		

	信号	F	L	F及びLの 和		
(合計 (%)		AからF までの和	GからL までの和		100	

(注) 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、映像、音響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。

- (A) 放送番組の形態の別
- (B) 無料放送又は有料放送の別

(エ) 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	1週間当たりの放送の伝送容量全体に占める割合	供給に関する協定等の有無
	% (%)	
合 計	% (%)	

(注1) 供給者名の欄は、(ア)から(ウ)までの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) スポットCM等は、各放送番組の時間に含めること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に()で記載すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

別表第七の三号-(9) イ(ア)～(エ)の表の補足資料として、以下を添付すること。

(1) 放送の分野別の伝送容量

放送の分野別 (注1)	比率 (注2)	備考
映画	%	
スポーツ	%	
音楽	%	
アニメ	%	

ドラマ	%	
ドキュメンタリー	%	
ニュース	%	
娯楽・趣味	%	
ショッピング	%	
教育・資格	%	
合計（上位3分野）	%	
1週間当たりの 総放送伝送容量	100%	

(注1) 「放送の分野別」の欄は、当該チャンネルの特徴がわかるように上位3分野程度を目安に記入すること。

具体的な種別の一例：「映画」、「スポーツ」、「音楽」、「アニメ」、「ドラマ」、「ドキュメンタリー」、「ニュース」、「娯楽・趣味」、「ショッピング」、「教育・資格」

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(2) 放送時間等

1週間当たりの総放送伝送容量（注1）	GB	(100.0%)
有料放送に係る放送伝送容量	GB	(%)
うち、対価を得て行う広告放送に係る放送時間	GB	(%)
対価を得て行う広告放送（有料放送に係る者を除く。）に係る放送伝送容量	GB	(%)
リ 「再放送（リピート放送）」放送伝送容量（注2）	GB	(%)
当該「再放送（リピート放送）」番組の1番組当たりの放送伝送容量の総合計（注3）	GB	
1か月の総放送伝送容量（注4）	GB	
「再放送（リピート放送）」伝送容量	GB	(%)
当該「再放送（リピート放送）」番組の1番組当たりの放送伝送容量の総合計（注5）	GB	

(注1) 「1週間当たりの総放送伝送容量」とは、当該1週間における、リアルタイム型放送番組と蓄積型放送番組の双方の放送伝送容量の合計（延べ放送伝送容量）をいう。

(注2) 「『再放送 (リピート放送)』時間」には、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻 (任意に設定のこと。) 以降、同一の番組を2回以上放送する放送番組の初回放送を除く2回目以降の放送の合計伝送容量を記載すること。

(注3) 1週間当たりの総放送伝送容量における「当該『再放送 (リピート放送)』番組の1番組当たりの放送伝送容量の総合計」には、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻 (任意に設定のこと。) 以降、当該1週間に「再放送 (リピート放送)」する放送番組の1放送番組当たりの放送伝送容量の合計を記載すること。

(補足説明)

Aという3.0GBの放送番組を月曜日に初回放送し、その後、火曜日から金曜日まで初回放送とは別に4回「再放送 (リピート放送)」し、Bという6.0GBの放送番組を水曜日に初回放送し、その後、土曜日と日曜日に初回放送とは別に2回「再放送 (リピート放送)」した場合、「当該『再放送 (リピート放送)』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」は9.0GB (=3.0GB (A番組) +6.0GB (B番組)) となる。

(注4) 1か月の総放送伝送容量とは、当該放送番組表の月曜日の放送開始時刻 (任意に設定のこと。) 以降の1か月における、すべての放送伝送容量の合計 (延べ放送時間) をいう。

(注5) 1か月当たりの総放送伝送容量における「当該『再放送 (リピート放送)』番組の1番組当たりの放送伝送容量の総合計」には、当該放送番組表の初めの月曜日の放送開始時刻 (任意に設定のこと。) 以降、1か月間に「再放送 (リピート放送)」する放送番組の1放送番組当たりの放送伝送容量の合計を記載すること。

(補足説明)

Cという3.0GBの放送番組を第1週目の火曜日に初回放送し、その後、第2週目と第3週目に初回放送とは別に6回「再放送 (リピート放送)」し、Dという6.0GBの放送番組を第2週目の水曜日に初回放送し、その後、第3週目と第4週目に初回放送とは別に10回「再放送 (リピート放送)」した場合、「当該『再放送 (リピート放送)』番組の1番組当たりの放送時間の総合計」は9.0GB (=3.0GB (C番組) +6.0GB (D番組)) となる。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(注7) 再放送を行うにあたり、視聴者の視聴習慣を考慮した編成にしている等の特別な事情がある場合は、その内容について備考として記載すること。

(3) 移動受信用地上基幹放送を行うにあたり実施する、例えば、「時間帯」の配慮や「事前表示」等の具体的な青少年保護措置について記載すること。様式適宜。【時限措置 (今回は削除)】

(4) 自社の放送番組の制作体制 (責任者、連絡系統、要員等) について記載すること。様式適宜。

(5) 本件申請に係る放送番組が、既に衛星基幹放送、衛星一般放送、有線一般放送、インターネット上の動画配信その他の類似メディアにおいてサービス提供されている場合は、番組概要及び、番組表またはそれに相当する根拠となる資料を添付すること。様式適宜。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数					人

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

(イ) 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

(ウ) 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(注5) 欄外に、審議機関の将来の開催計画について記載すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制（責任者、連絡系統、要員等）について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

Ⅲ 別表第八号(第 65 条第 1 項関係)

第 1 見積表

科 目	第 1 年目		第 2 年目		第 3 年目		第 4 年目		第 5 年目	
	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業収 支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支
1 売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料		-		-		-		-		-
放送番組売上料		-		-		-		-		-
その他		-		-		-		-		-
2 売上原価										
放送費										
放送委託費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他		-		-		-		-		-
3 売上総利益(1-2)										
4 販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他		-		-		-		-		-
5 営業利益(3-4)										
6 営業外収益		-		-		-		-		-
7 営業外費用		-		-		-		-		-
8 経常利益(5+(6-7))		-		-		-		-		-
備 考										

注 1 見積表上の「第 1 年目」から「第 5 年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始（申請された事業計画に係る「基幹放送の業務の開始」）から 5 年間分を記載すること（例えば、3 月決算の事業者で、第 1 年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が 10 月であれば、第 1 年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は 6 ヶ月分である。）。

注 2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合した

ものを記載すること。

- 注3 ① テレビジョン放送において、一の者が同時に複数の番組について申請する場合は、それぞれの番組ごとの事業収支の見積もりを各年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」の欄に記載すること。コンテンツ費用・人件費・広告宣伝費等について、諸事情により分割して算出できない場合は、放送番組の数やセグメント数で分割する等により算出してください。そのうえで、申請者に係る全番組を合算した見積もりを別途その旨明記して記載すること。
- ② マルチメディア放送において、複数の1セグメント領域の申請や13セグメント領域と1セグメント領域の両方の申請を行う場合は、それぞれのセグメント領域における希望セグメント（または基準セグメント）ごとの事業収支の見積もりを各年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」の欄に記載すること。コンテンツ費用・人件費・広告宣伝費等について、諸事情により分割して算出できない場合は、放送番組の数やセグメント数で分割する等により算出してください。そのうえで、申請者に係る全セグメント（または全基準セグメント）を合算した見積もりを別途その旨明記して記載すること。

注4 勘定科目の分類については、以下の分類に従って、可能な限り、詳細かつ網羅的に記載してください。

1 売上高（「1-1 放送料」から「1-5 その他」までの合計）	
1-1 放送料	<ul style="list-style-type: none"> ・CM収入（スポット売り） ・CM収入（タイム売り） ・その他（広告宣伝等の対価と考えられる収入等）
1-2 有料放送料金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入料収入 ・基本料収入 ・視聴料収入（単チャンネルの収入）（視聴料金×件数を記載） ・視聴料収入（パックの収入）（パック配分料×件数を記載） ・その他利用者から得る収入
1-3 放送番組制作料	<ul style="list-style-type: none"> ・番組制作を依頼され、番組を制作することによる対価
1-4 放送番組売上料	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星放送やCATV等への番組配信による売上（契約件数を記載） ・通信事業（VOD等）による売上 ・パッケージ販売（DVD等）等による売上（販売見込み数等を記載）
1-5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・V-Highマルチメディア放送事業による収入以外の収入（1-3、1-4以外の収入を記載すること。例えば、主として小売業を営む者が、従たる事業として基幹放送事業を営む場合には、当該小売業に係る収入を記載すること。）
2 売上原価（「2-1 放送費」から「2-8その他」までの合計）	
2-1 放送費	<ul style="list-style-type: none"> ・番組制作費 ・番組購入費
2-2 放送委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹放送局提供事業者（ハード事業者）へ支払う回線使用料等
2-3 技術費	<ul style="list-style-type: none"> ・放送設備の保守・点検費用 ・CAS管理業務委託費・エンコーディング等業務委託費 ・その他
2-6 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・役員、社員の給与、賞与 等
2-7 減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・放送設備、設備等固定資産減価償却費 等
2-8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・V-Highマルチメディア放送事業以外の費用
4 販売費及び一般管理費	
4-1 販売費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝費、販売促進費 等 ・契約・課金・決済業務委託費
4-2 一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> 家賃等賃貸料、光熱費、電話代等の恒常的費用

	その他の費用（旅費、交通費、雑費 等）
4-3 人件費	役員、社員の給与、賞与 等
4-4 減価償却費	固定資産減価償却費 等
4-5 その他	V-Highマルチメディア放送事業以外の費用
6 営業外収益	受取利息、配当金、特別利益 等
7 営業外費用	支払利息、割引料、特別損失 等

注① 「基幹放送の業務を行う事業の収支」の欄には、1-3、1-4、1-5、2-8、4-5、6 及び 7 は含まないこと。

注② 「1-4 放送番組売上料」の欄は、いわゆるコンテンツのマルチユースまで含めることとし、V-High マルチメディア放送において放送を実施していない番組に係る収入は、「1-5 その他」の欄に含めること。

注5 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注6 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

注7 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）

(ア) 放送料金表

(イ) 有料放送料金表

(ウ) 最近の決算期における計算書類

(エ) その他参考となる書類

以下に掲げる事項に関する取組について具体的に有している計画等の書類
(P3-34 以降を参照すること)

① 個人情報の保護に関する事項 【別表 8-①】

② 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理 【別表 8-②】

③ 放送番組の検索又は選択に関する情報(電子番組表((EPG))の送信 【別表 8-③】

④ 放送の特性を生かしたサービスの推進 【別表 8-④】

⑤ 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保 【別表 8-⑤】

⑥ 国内受信者の利益の確保 【別表 8-⑥】

⑦ 受信設備の普及 【別表 8-⑦】

注8 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載するとともに、放送料金表等参考となる書類を添付すること。

第2 見積りの根拠

ア 収益

区 分	1 週間平均の回数	単 価	1 週間平均の収 入	1 年間の収入
	回	千円	千円	千円
(記載例)				
放送料				
Aタイム	30分			
	15分			
Bタイム	30分			
	15分			
Aスポット				
Bスポット				

注1 第1の表の1の項の収益に係る科目（「売上高のその他」及び「営業外収益」の科目を除く。）については、第1の表の「注4 勘定科目の分類」に記載の各科目の細目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に、単価、数量、時間数等による計算式等、算出の根拠を、可能な限り詳細に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。第1の表の1の項の「売上高のその他」及び「営業外収益」の科目に関しては、第1の表の「注4 勘定科目の分類」に記載の各科目の細目ごとに、適宜の様式により、算出の根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

なお、本件申請に係る放送番組が、既に衛星基幹放送、衛星一般放送、有線一般放送、インターネット上の動画配信その他の類似メディアにおいてサービス提供されている場合は、最近の決算期における資料を、上記の各細目ごとの算出の根拠に準じて記載すること。

注2 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、適宜の様式により記載すること。

注3 有料放送を行う場合における契約者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

注4 上記様式に沿って記載することが困難な場合は、適宜の様式により記載すること。

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

(注) アの注に準じて記載すること。なお、事業実施に必要な設備投資等の費用についても、適切に計上すること。

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住所	1年間の利用見込金額	1週間の利用度		備考
			回数	時間	

注1 他人の利用に供するものについて記載すること。

注2 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

注3 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事業所の所在地を記載すること。

注4 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

注5 放送番組の利用（商業広告の出稿）に関する協定等がある場合は、当該協定に係る契約書の写し等その内容を明らかにする書類を添付すること。

注6 上記様式に沿って記載することが困難な場合は、適宜の様式により記載すること。

【参考となる資料】

【別表８－①】 個人情報の保護に関する事項

個人情報の保護の実施体制等について、記載例を参考に作成すること。

個人情報保護のマニュアルがある場合は、添付すること。また、当該基本方針等を公表している場合は公表内容を添付すること。（HPの写し等）

添付したマニュアルにおいて、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」に定める以下の対応を行うことが定められている場合は、チェック欄に印（✓）を入れるとともに、マニュアルにおける該当ページを記載すること。

チェック	項目（放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の該当条文）	該当ページ
<input type="checkbox"/>	適正な取扱い（第三条）	
<input type="checkbox"/>	利用目的の特定（第四条）	
<input type="checkbox"/>	利用目的による制限（第五条）	
<input type="checkbox"/>	取得の範囲の制限（第六条）	
<input type="checkbox"/>	適正な取得（第七条）	
<input type="checkbox"/>	取得に際しての利用目的の通知等（第八条）	
<input type="checkbox"/>	データ内容の正確性の確保（第九条）	
<input type="checkbox"/>	安全管理措置（第十条）	
<input type="checkbox"/>	管理責任者（第十一条）	
<input type="checkbox"/>	安全管理規程（第十二条）	
<input type="checkbox"/>	取扱いの管理（第十三条）	
<input type="checkbox"/>	視聴履歴等の管理（第十四条）	
<input type="checkbox"/>	従業者の監督（第十五条）	
<input type="checkbox"/>	委託先の監督（第十七条）	
<input type="checkbox"/>	受信機に記録された個人情報の管理（第十七条の二）	
<input type="checkbox"/>	第三者提供の制限（第十八条）	
<input type="checkbox"/>	個人データの保存期間及び消去（第十九条）	
<input type="checkbox"/>	保有個人データに関する事項の公表等（第二十条）	
<input type="checkbox"/>	開示（本人からのデータ開示要求）（第二十一条）	
<input type="checkbox"/>	訂正等（本人からのデータ内容の訂正等の要求）（第二十二条）	
<input type="checkbox"/>	利用停止等（本人からのデータの利用停止等の要求）（第二十三条）	
<input type="checkbox"/>	理由の説明（第二十四条）	
<input type="checkbox"/>	開示の求めに応じる手続き（第二十五条）	
<input type="checkbox"/>	手数料（第二十六条）	
<input type="checkbox"/>	苦情の処理（第二十七条）	
<input type="checkbox"/>	基本方針の策定及び公表（第二十八条）	
<input type="checkbox"/>	漏えい等に関する事実等の公表等（第二十九条）	
<input type="checkbox"/>	漏えいがあった場合の本人への通知	
<input type="checkbox"/>	漏えい等があった場合事実関係及び再発防止策の公表	
<input type="checkbox"/>	漏えい等があった場合事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告	

【別表 8-②】 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理の対応体制等について、記載例を参考に作成すること。

提供条件の説明等の委託先との契約書等がある場合は、添付すること。

【別表 8-③】 放送番組の検索又は選択に関する情報（電子番組表（EPG））の送信

使用するセグメント数又は基準セグメント数が7以上であるマルチメディア放送を行う場合は、放送番組の検索又は選択に関する情報の対象となる放送番組等について、記載例を参考に作成すること。

ただし、他に放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行う移動受信用地上基幹放送事業者が既にあり、自社で放送番組の検索又は選択に関する情報を放送しない場合は、作成を要しない。

【別表 8-④】 放送の特性を生かしたサービスの推進

① 映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態の多様な組合せの確保のための取組やその組合せに係る創意工夫を生かした取組

② 受信設備に応じた放送番組の画面構成や放送番組に係る附随サービス等に係る創意工夫を生かした取組

について、可能な限り具体的に記載すること。

また、当該サービス実施にあたっての設備、メンテナンス等の費用の内訳を以下の様式により記載すること。

費用の内訳

科目	内容	金額
		千円
		千円

IV 別表第九号(第 65 条第 2 項関係)

基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力

必要書類及び記載のポイント等が示されている手引きの参照ページは以下のとおり。

「基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力」に必要な書類		別表第九号との対応	手引き
1.	業務を確実に実施することができる体制 ① 組織体制図 ② 管理規程類	注1	P36～37
2.	業務に従事する者の実務経験等	注2	P37

(作成のポイント)

(ア) 「基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力」の記載に当たっては、放送技術課が発行している「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き(第2版)(平成24年12月)」(以下「手引き」という。)を参考にすること。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

(イ) 組織体制図中、総務省との窓口連絡先については、夜間休日等の連絡先も記載すること。

(ウ) 組織体制図中、総務省との窓口連絡先について変更があった際は、速やかに総務省に連絡すること。

3 申請書記載例

I 別表第六の三号(第 64 条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

平成●●年●●月●●日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926
住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

(ふりがな) しんせだいほうそうかぶしきかいしゃ
氏名 新世代放送株式会社

(ふりがな) ぶいはい そんと
代表者氏名 代表取締役社長 武威灰 礎富人印
電話番号 03-5253-5793

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。

基幹放送の種類	移動受信用地上基幹放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四章第二節に定める放送）ーテレビジョン放送（有料放送を含む）
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)	株式会社ジャパン・モバイルキャスティング
希望する放送対象地域	全国
希望する周波数(注3)	別紙1のとおり
業務開始の予定期日	平成27年4月1日
放送事項(注4)	別紙2のとおり
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注5)	別紙3のとおり
欠格事由の有無(注6)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

別紙 1 希望する周波数

中央の周波数 210.428MHz

使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム

伝送方式 セグメント連結伝送方式

セグメント数 2セグメント

搬送波の変調の方式 QPSK、16QAM

誤り訂正率 1/2、2/3

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 352画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

別紙2 放送事項

(総合編成によりテレビジョン放送を行う場合の記載例)

- 報道 (一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
- 教育 (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
- 教養 (政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
- 娯楽 (音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
- その他 (通信販売番組等)

有料放送の有無：有

成人向け番組の有無：無

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は30%以下とする。

(専門放送(特別の事業計画により放送番組を編集するもの)によりテレビジョンを行う場合の記載例)

分 野	主たる言語	備考
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		

有料放送の有無：有

成人向け番組の有無：無

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は30%以下とする。

別紙3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」の記載に当たっては、放送技術課が発行している「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第2版）（平成24年12月）」（以下「手引き」という。）を参考にしてください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

1-1. 放送ネットワーク構成及び審査に係る電気通信設備の範囲・構成
手引き P14 を参照。

1-2. 番組送出設備

① 番組送出設備に関する系統図
手引き P15～P16 を参照。

② 番組送出設備に関する電源系統図
手引き P17 を参照。

1-3. 中継回線設備

① 中継回線設備に関する系統図
手引き P18～P19 を参照。

② 中継回線設備に関する電源系統図
手引き P20 を参照。

2-1. 移動受信用地上基幹放送の安全・信頼性に関する技術基準への適合の確認表
手引き P88～P90 を参照。

2-2. 基幹放送の品質に関する技術基準への適合の確認表

送信の標準方式	チェック欄
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第4章	レ

Ⅱ 別表第七の三号(第 65 条第 1 項関係)

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 将来の事業予定
- (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

別紙(1) 経営形態及び資本又は出資の額

経営形態	株式会社		
	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数
資本又は出資の額	300,000 千円 30 千株	平成 26 年 7 月頃 300,000 千円 30 千株	600,000 千円 60 千株

※ 定款及び登記事項証明書を別添する。

別紙(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費	●●●	
放送システム設備に係る工事費	●●●	
社屋等にかかる工事費	●●●	
創業費	●●●	
基幹放送局提供事業者への放送料の保証金	●●●	
人件費（創業に係るもの）	●●●	
オフィス賃料（創業に係るもの）	●●●	
管理費（創業に係るもの）	●●●	資本金 ●●●千円
その他（登録免許税等）	●●●	及び
その他	●●●	借入金 ●●●千円
人件費（事業開始まで）	●●●	
賃料（〃）	●●●	
管理費（〃）	●●●	
広告宣伝費（〃）	●●●	
基幹放送局提供事業者への放送料（〃）	●●●	
その他（租税公課等）（〃）	●●●	
合 計	●●●	

※ 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し及び融資証明書を別添する。

別紙(3) 主たる出資者及び議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備考
××株式会社 代表取締役社長 ○○が××	東京都中央区	通信業	50.5%	
○○株式会社 代表取締役社長 ○○が××	東京都千代田区	広告業	30.4%	
株式会社×○ 代表取締役社長 ○○が××	大阪府大阪市	電気業	14.1%	
△△株式会社 代表取締役社長 ○○が××	愛知県名古屋市	小売業	3.0%	
○×株式会社 代表取締役社長 ○○が××	神奈川県横浜市	証券業	2.0%	

別紙(4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項

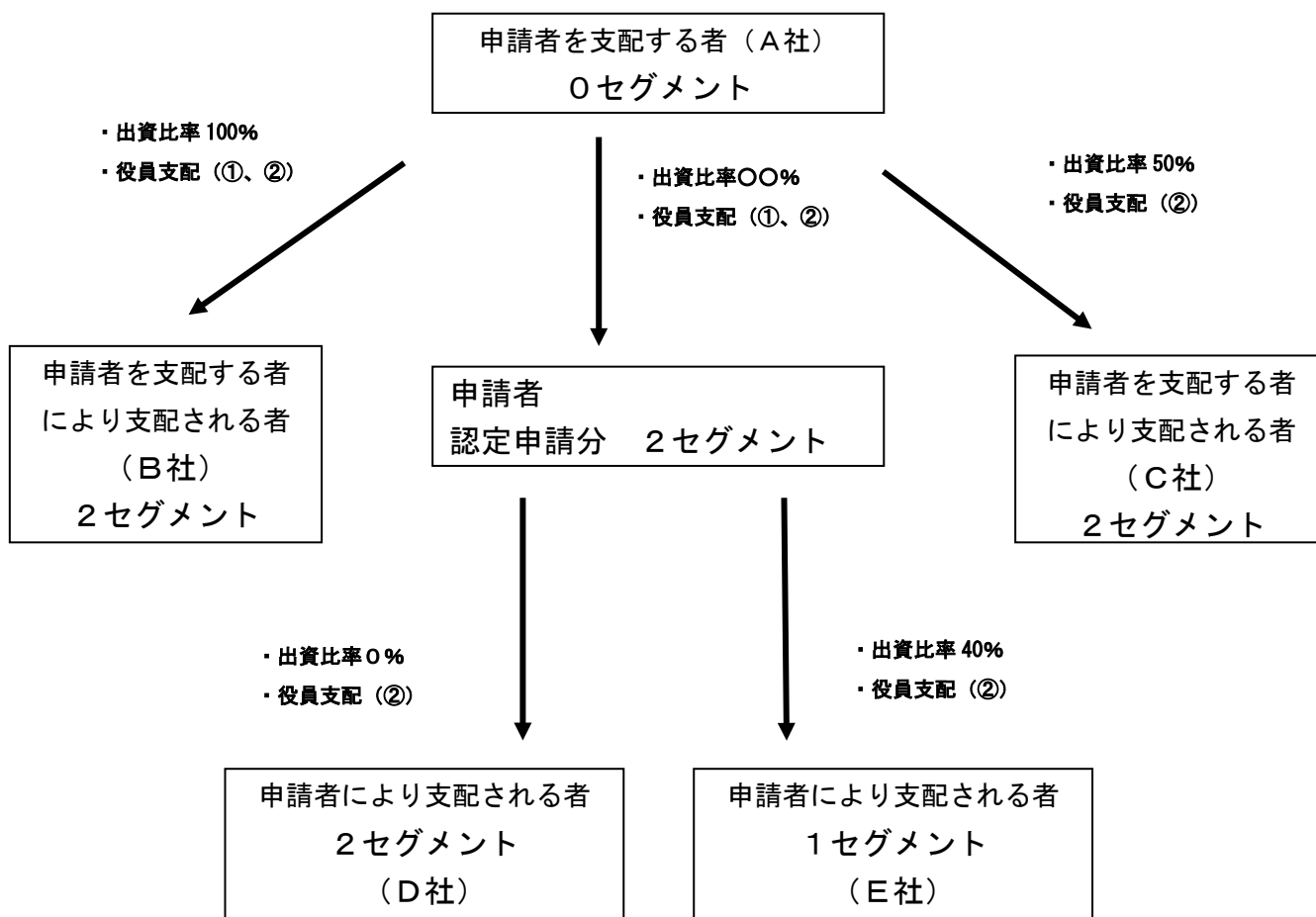
	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A)	××株式会社	52.5%	株式会社○○△	
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	○×株式会社	2.0%	/	××株式会社が1/2を超える議決権を有するため。
100分の33.33333を超える議決権を有する者 (A)	○○株式会社	33.4%	該当なし	
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	△△株式会社	3.0%	/	○○株式会社が1/2を超える議決権を有するため。

別紙(5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)	株式会社●●放送	40.0%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)	●●企画株式会社	40.0%	申請者は株式会社●●放送に対し40.0%の議決権を有する●●企画株式会社に対し1/2超の議決権を有するため。

別紙(6) 役員に関する事項

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考
ぶいはい そふと 武威灰 礎富人	東京都港区	(代)取締役社長(常)	経営全般		
ふりがな ×× ○○	神奈川県横浜市	専務取締役(常)	編成・営業		
ふりがな ×× ○○	千葉県八千代市	取締役		○○(株)取締役	
ふりがな ×× ○○	千葉県野田市	取締役(常)	総務・技術	株○○△取締役(常)	
ふりがな ×× ○○	東京都国分寺市	取締役			
ふりがな ×× ○○	東京都葛飾区	社外取締役		△△(株)取締役	
ふりがな ×× ○○	東京都板橋区	監査役			



※ ①は、放送法 93 条第 2 項第 2 号の「代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねる場合」

②は、放送法 93 条第 2 項第 3 号の「一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行するの役員の地位を兼ねる者の当該法人又は団体の役員の総数に占める割合が 5 分の 1 以上 3 分の 1 未満の範囲内で総務省令で定まる割合を超える場合」

「申請者を支配する者」は、上記の他に移動受信用地上基幹放送において、支配の基準に該当する議決権を保有する又は役員支配に該当する会社（現在認定を保有する者及び今回認定申請を行っている者）はありません。

「申請者」は、上記の他に移動受信用地上基幹放送において、支配の基準に該当する議決権を保有する又は役員支配に該当する会社（現在認定を保有する者及び今回認定申請を行っている者）はありません。

- 1 弊社は、「日本民間放送連盟放送基準」を遵守して、放送番組を次の基準によって編集いたします。
- 2 弊社の定めた、「放送番組の基準」を当社が運営するホームページ及び会社案内書にて公表いたします。

1章 人 権

- (1) 人命を軽視するような取り扱いはしない。
- (2) 個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような扱いはしない。
- (4) 人身売買および売春・買春は肯定的に取り扱わない。
- (5) 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。

2章 法と政治

- (6) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような扱いはしない。
- (7) 国および国の機関の権威を傷つけるような扱いはしない。
- (8) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (9) 国際親善を害するおそれのある問題は、その取り扱いに注意する。
- (10) 人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重しなければならない。
- (11) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (12) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (13) 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする必要がある。
- (14) 政治・経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

3章 児童および青少年への配慮

- (15) 児童および青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。
- (16) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避けなければならない。
- (17) 児童向け番組で、悪徳行為・残忍・陰惨などの場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
- (18) 放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分、配慮する。
- (19) 武力や暴力を表現する時は、青少年に対する影響を考慮しなければならない。
- (20) 催眠術、心霊術などを取り扱う場合は、児童および青少年に安易な模倣をさせないよう特に注意する。
- (21) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。特に報酬または賞品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心を起こさせてはならない。
- (22) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような扱いはしない。

4章 家庭と社会

- (23) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- (24) 結婚制度を破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- (25) 社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。
- (26) 公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさせたりするような取り扱いはしない。

5章 教育・教養の向上

- (27) 教育番組は、学校向け、社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
- (28) 学校向け教育番組は、広く意見を聞いて学校に協力し、視聴覚的特性を生かして、教育的効果を上げるように努める。
- (29) 社会向け教育番組は、学問・芸術・技術・技芸・職業など、専門的な事柄を視聴者が興味深く習得できるようにする。
- (30) 教育番組の企画と内容は、教育関係法規に準拠して、あらかじめ適当な方法によって視聴対象が知ることのできるようにする。
- (31) 教養番組は、形式や表現にとらわれず、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

6章 報道の責任

- (32) ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。
- (33) ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する。
- (34) 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する。
- (35) ニュースの中で意見を取り扱う時は、その出所を明らかにする。
- (36) 事実の報道であっても、陰惨な場面の細かい表現は避けなければならない。
- (37) ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。
- (38) ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する。

7章 宗 教

- (39) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。
- (40) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。
- (41) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。
- (42) 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

8章 表現上の配慮

- (43) 放送内容は、放送時間に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。
- (44) わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。

- (45) 方言を使う時は、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように注意する。
- (46) 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。
- (47) 社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。
- (48) 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。
- (49) 心中・自殺は、古典または芸術作品であっても取り扱いを慎重にする。
- (50) 外国作品を取り上げる時や海外取材にあたっては、時代・国情・伝統・習慣などの相違を考慮しなければならない。
- (51) 劇的効果のためにニュース形式などを用いる場合は、事実と混同されやすい表現をしてはならない。
- (52) 特定の対象に呼びかける通信・通知およびこれに類似するものは取り扱わない。ただし、人命に関わる場合その他、社会的影響のある場合は除く。
- (53) 迷信は肯定的に取り扱わない。
- (54) 占い、運勢判断およびこれに類するものは、断定したり、無理に信じさせたりするような取り扱いはしない。
- (55) 病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。
- (56) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。
- (57) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように注意する。
- (58) 放送局の関知しない私的な証言・勧誘は取り扱わない。
- (59) いわゆるショッピング番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。
- (60) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する手法（いわゆるサブリミナル的表現手法）は、公正とはいえず、放送に適さない。
- (61) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。
- (62) 放送音楽の取り扱いは、別に定める「放送音楽などの取り扱い内規」による。

9章 暴力表現

- (63) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う。
- (64) 暴力行為の表現は、最小限にとどめる。
- (65) 殺人・拷問・暴行・私刑などの残虐な感じを与える行為、その他、精神的・肉体的苦痛を、誇大または刺激的に表現しない。

10章 犯罪表現

- (66) 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。
- (67) 犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように注意する。
- (68) とばくおよびこれに類するものの取り扱いは控え目にし、魅力的に表現しない。
- (69) 麻薬や覚せい剤などを使用する場面は控え目にし、魅力的に取り扱ってはならない。
- (70) 鉄砲・刀剣類の使用は慎重にし、殺傷の手段については模倣の動機を与えないように注意する。

(71) 誘拐などを取り扱う時は、その手口を詳しく表現してはならない。

(72) 犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。

11章 性表現

(73) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感を抱かせないように注意する。

(74) 性感染症や生理衛生に関する事柄は、医学上、衛生学上、正しい知識に基づいて取り扱わなければならない。

(75) 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも過度に官能的刺激を与えないように注意する。

(76) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。

(77) 性的少数者を取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。

(78) 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現する時は、下品・卑わいの感を与えないように特に注意する。

(79) 出演者の言葉・動作・姿勢・衣装などによって、卑わいな感を与えないように注意する。

12章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い

(80) 視聴者に参加の機会を広く均等に与えるように努める。

(81) 報酬または賞品を伴う視聴者参加番組においては、当該放送関係者であると誤解されるおそれのある者の参加は避ける。

(82) 審査は、出演者の技能などに応じて公正を期する。

(83) 賞金および賞品などは、過度に射幸心をそそらないように注意し、社会常識の範囲内にとどめる。

(84) 企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感を与えてはならない。

(85) 出演者の個人的な問題を取り扱う場合は、本人および関係者のプライバシーを侵してはならない。

(86) 懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかな場合は一部を省略することができる。

(87) 景品などを贈与する場合は、その価値を誇大に表現したり、あるいは虚偽の表現をしてはならない。

(88) 懸賞に応募あるいは賞品を贈与した視聴者の個人情報、当該目的以外で利用してはならず、厳重な管理が求められる。

13章 広告の責任

(89) 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。

(90) 広告は、関係法令などに反するものであってはならない。

(91) 広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。

14章 広告の取り扱い

(92) 広告放送はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにしなければならない。

(93) コマーシャルの内容は、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語、企業形態・企業内容(サービス・販売網・施設など)とする。

- (94) 広告は、児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないようにする。
- (95) 学校向けの教育番組の広告は、学校教育の妨げにならないようにする。
- (96) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- (97) 番組およびスポットの提供については、公正な自由競争に反する独占的利用を認めない。
- (98) 権利関係や取り引きの実態が不明確なものは取り扱わない。
- (99) 契約以外の広告主の広告は取り扱わない。
- (100) 事実を誇張して視聴者に過大評価させるものは取り扱わない。
- (101) 広告は、たとえ事実であっても、他をひぼうし、または排斥、中傷してはならない。
- (102) 製品やサービスなどについての虚偽の証言や、使用した者の実際の見解でないもの、証言者の明らかでないものは取り扱わない。
- (103) 係争中の問題に関する一方的主張または通信・通知の類は取り扱わない。
- (104) 暗号と認められるものは取り扱わない。
- (105) 許可・認可を要する業種で、許可・認可のない広告主の広告は取り扱わない。
- (106) 食品の広告は、健康を損なうおそれのあるものや、その内容に虚偽や誇張のあるものは取り扱わない。
- (107) 教育施設または教育事業の広告で、進学・就職・資格などについて虚偽や誇張のおそれのあるものは取り扱わない。
- (108) 占い、心霊術、骨相・手相・人相の鑑定その他、迷信を肯定したり科学を否定したりするものは取り扱わない。
- (109) 私的な秘密事項の調査を業とするものは取り扱わない。
- (110) 風紀上好ましくない商品やサービス、および性具に関する広告は取り扱わない。
- (111) 秘密裏に使用するものや、家庭内の話題として不適当なものは取り扱いに注意する。
- (112) 死亡、葬儀に関するもの、および葬儀業は取り扱いに注意する。
- (113) アマチュア・スポーツの団体および選手を広告に利用する場合は、関係団体と連絡をとるなど、慎重に取り扱う。
- (114) 寄付金募集の取扱いは、主体が明らかで、目的が公共の福祉に適い、必要な場合は許可を得たものでなければならない。
- (115) 個人的な売名を目的としたような広告は取り扱わない。
- (116) 皇室の写真、紋章や、その他皇室関係のものを無断で利用した広告は取り扱わない。
- (117) 求人に関する広告は、求人事業者および従事すべき業務の内容が明らかなものでなければ取り扱わない。
- (118) テレビショッピング、ラジオショッピングは、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。
- (119) ヒッチハイクなどの特殊な挿入方法は、原則として放送局の企画によるものとする。

15章 広告の表現

- (120) 広告は、放送時間を考慮して、不快な感じを与えないように注意する。
- (121) 広告は、わかりやすい適正な言葉と文字を用いるようにする。
- (122) 視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。
- (123) 視聴者に不快な感情を与える表現は避ける。

- (124) 原則として、最大級またはこれに類する表現をしてはならない。
- (125) ニュースで報道された事実を否定してはならない。
- (126) ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。特に報道番組のコマーシャルは、番組内容と混同されないようにする。
- (127) 統計・専門術語・文献などを引用して、実際以上に科学的と思わせるおそれのある表現をしてはならない。

16章 医療・医薬品・化粧品などの広告

- (128) 医療・医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・いわゆる健康食品などの広告で医師法・医療法・薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。
- (129) 治験の被験者募集CMについては慎重に取り扱う。
- (130) 医薬に関する広告は、医療法などに定められた事項の範囲を超えてはならない。
- (131) 医薬品・化粧品などの効能効果および安全性について、最大級またはこれに類する表現をしてはならない。
- (132) 医薬品・化粧品などの効能効果についての表現は、法令によって認められた範囲を超えてはならない。
- (133) 医療・医薬品の広告にあたっては、著しく不安・恐怖・楽観の感じを与えるおそれのある表現をしてはならない。
- (134) 医師、薬剤師、美容師などが医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品を推薦する広告は取り扱わない。
- (135) 懸賞の賞品として医薬品を提供する広告は、原則として取り扱わない。
- (136) いわゆる健康食品の広告で、医薬品的な効能・効果を表現してはならない。

17章 金融・不動産の広告

- (137) 金融業の広告で、業者の実態・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない。
- (138) 消費者金融のCMは、安易な借入れを助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分考慮しなければならない。
- (139) 不特定かつ多数の者に対して、利殖を約束し、またはこれを暗示して出資を求める広告は取り扱わない。
- (140) 投機性のある商品・サービスの広告は慎重な判断を要する。
- (141) 宅地建物取引業法、建設業法により、登録された業者以外の広告は取り扱わない。
- (142) 不動産の広告は、投機をあおる表現および誇大または虚偽の表現を用いてはならない。
- (143) 法令に違反したものや、権利関係などを確認できない不動産などの広告は取り扱わない。

18章 広告の時間基準

- (144) コマーシャルの種類はタイムCM、スポットCMとする。
- (145) 週間のコマーシャルの総量は、総放送時間の18%以内とする。
- (146) プライムタイムにおけるCM（SBを除く）の時間量は、下記の限度を超えないものとする。その他の時間帯においては、この時間量を標準とする。

5分以内の番組	1分00秒
---------	-------

10分	〃	2:00
20分	〃	2:30
30分	〃	3:00
40分	〃	4:00
50分	〃	5:00
60分	〃	6:00
60分以上の番組は上記の時間量を準用する。		

(注) プライムタイムとは、局の定める午後6時から午後11時までの間の連続した3時間半を言う。

(ア) タイムCMIには、音声(言葉、音楽、効果)、画像(技術的特殊効果)などの表現方法を含む。

(イ) 演出上必要な場合を除き、広告効果を持つ背景・小道具・衣装・音声(言葉、音楽)などを用いる場合はコマーシャル時間の一部とする。

(147) スーパーインポーズは、番組中においてコマーシャルとして使用しない。

(148) スポットCMの標準は次のとおりとするが、放送素材の音声標準は民放連技術規準による。

素 材 スポットの種類	音 声	
	時間	音節数
5秒	3.5秒以内	21音節
10〃	8〃	48〃
15〃	13〃	78〃
20〃	18〃	108〃
30〃	28〃	168〃
60〃	58〃	348〃

別紙(8) 放送番組の編集に関する基本計画

1 目的

幅広い分野の番組を提供することにより、文化の発展と向上に貢献することを目的とする。

2 放送時間

午前6時より24時間とする。

ただし、原則、毎週日曜日はメンテナンスのため、26時終了とする。

3 有料放送

原則として、上記に記載した放送時間内全てを有料放送とし、広告料は放送時間編集の基準に従い、バランスよく適時挿入していくものとする。

4 番組編成

番組編成にあたっては、エンターテインメント、スポーツ、ニュース等をバランスよく放送する。

5 広告放送

広告放送は、番組内容と調和させ、関係法規の公告基準を踏まえて社会的責任を負い得るもののみを選択する。

別紙(9) 週刊放送番組の編集に関する事項

(テレビジョン放送を行う場合の記載例)

(ア) 放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
5	00有興味(娯) 30有音楽(娯)B	00有音楽(娯)B 30有音楽(娯)B	00有バラエティ(娯)	00有バラエティ(娯)B 00有バラエティ(娯)B	00有ドキュメンタリー(娯)B 00有ドキュメンタリー(娯)B	00有バラエティ(娯)B 00有バラエティ(娯)B	00有バラエティ(娯)B 00有バラエティ(娯)B
6	00有バラエティ(娯)B	00有バラエティ(娯)B	00有バラエティ(娯)B	00有バラエティ(娯)B	00有バラエティ(娯)B	00有スポーツ(娯)B 00有スポーツ(娯)B	00有スポーツ(娯)B 00有スポーツ(娯)B
7	00有ニュース(報)	00有ニュース(報)	00有ニュース(報)	00有ニュース(報)	00有ニュース(報)		
8	00有アニメ(娯)	00有アニメ(娯)	00有アニメ(娯)	00有アニメ(娯)	00有アニメ(娯)	00有ニュース(報)	00有ニュース(報)
9	00有アニメ(娯) 30有音楽(娯)B	00有バラエティ(娯)B 30有音楽(娯)B	00有バラエティ(娯)B 00有バラエティ(娯)B	00有バラエティ(娯)B 00有バラエティ(娯)B	00有バラエティ(娯)B 00有バラエティ(娯)B	00有情報番組(娯)B 00有ドラマ(娯)B	00有ドラマ(娯)B 00有ドラマ(娯)B
----- 省略 -----							
22	00有ドラマ(娯)	00有ドラマ(娯)		00有ドラマ(娯)B 00有ドラマ(娯)B	00有ドラマ(娯)B 00有ドラマ(娯)B	00有スポーツ(娯)	00有情報番組(娯)B 00有ドラマ(娯)
23	00有ドラマ(娯)	00有ドラマ(娯)	00有ドラマ(娯)	00有ドラマ(娯)	00有ドラマ(娯)		
24	30有バラエティ(娯)	00有バラエティ(娯)B 30有バラエティ(娯)B		00有音楽(娯)B 00有音楽(娯)B	00有情報番組(娯)B 00有情報番組(娯)B	00有ドラマ(娯)	00有バラエティ(娯)B 00有バラエティ(娯)B
25	00有ニュース(報) 30有ドラマ(娯)	00有ニュース(報) 30有アニメ(娯)B	00有ニュース(報) 30有スポーツ(娯)	00有ニュース(報) 30有スポーツ(娯)B	00有ニュース(報) 00有バラエティ(娯)	00有バラエティ(娯)B 00有バラエティ(娯)B	00放送休止 25:00~27:30
26	30有バラエティ(娯)	30有音楽(娯)			00有バラエティ(娯)	00有バラエティ(娯)B 00有バラエティ(娯)B	
27	00ショッピング(告)	00ショッピング(告)	00有バラエティ(娯)	00有情報番組(娯)B 00有情報番組(娯)B	00有スポーツ(娯)B 00有スポーツ(娯)B	00有音楽(娯)	
28	00ショッピング(告)	00ショッピング(告)	00ショッピング(告)	00ショッピング(告)		00有スポーツ(娯)B 00有スポーツ(娯)B	00有アニメ(娯)B 00有アニメ(娯)B
計 (有料放送に係 る放送時間)	1440分 (1320分)	1440分 (1320分)	1440分 (1380分)	1440分 (1380分)	1440分 (1440分)	1440分 (1440分)	1230分 (1230分)

※ 斜線は、リピート放送を表す。

(イ) 放送の目的別種類による放送時間等

(総合編成によりテレビジョン放送を行う場合の記載例)

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	1740分	18.0%	
教育	1870分	19.4%	
教養	3260分	33.7%	
娯楽	1950分	20.2%	
その他	840分	8.7%	
合計	9660分	100.0%	

(専門放送「特別の事業計画により放送番組を編集するもの」によりテレビジョン放送を行う場合の記載例)

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
スポーツ	6720分	66.7%	
ドキュメンタリー	840分	8.3%	
娯楽・趣味	1260分	12.5%	
合計(上位3分野)	8820分	87.5%	
1週間当たりの総放送時間	10080分	100.0%	

(ウ) 他から供給を受ける放送番組の時間等

(テレビジョン放送を行う場合の記載例)

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 — 小計	0分(0分)(0%)	
その他の者 ●●新聞(株) (株)●●通信 小計	210分(210分) 105分(105分) 315分(315分)(3.1%)	有(別添契約書) 有(別添契約書)
計(①)	315分(315分)(3.1%)	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 (株)●●放送 ●●テレビ(株) 小計	210分(210分) 80分(80分) 290分(290分)(2.9%)	有(別添契約書) 有(別添契約書)
その他の者 (株)●●映画 ●●映像(株) 小計	1260分(1260分) 1860分(1620分) 3120分(2880分)(31.0%)	有(別添契約書) 有(別添契約書)
計(②)	3410分(33.9%)	
合計(①+②=③)	他社の放送番組 3725分(3365分)(37.0%)	
備考	自社の放送番組 6355分(6355分)(63.0%)	

(ア)～(ウ)の補足資料

(テレビジョン放送を行う場合の記載例)

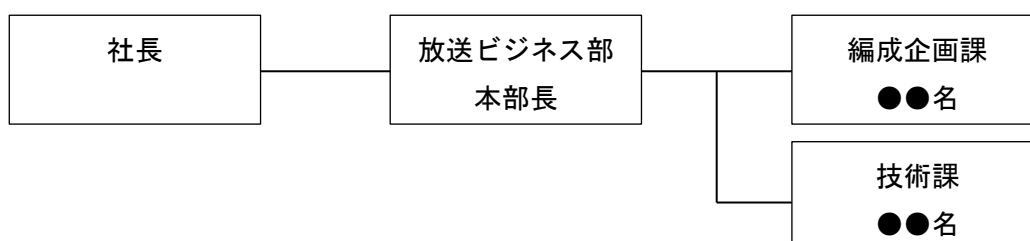
(1) 放送時間等

1週間当たりの総放送時間	9960分
有料放送に係る放送時間	9600分 (96.4%)
うち、対価を得て行う広告放送に係る放送時間	0分 (0.0%)
対価を得て行う広告放送(有料放送に係るものを除く。)に係る放送時間	360分 (3.6%)
字幕付与可能な放送番組にかかる時間	9000分 (90.4%)
[字] 字幕放送にかかる時間	4800分 (53.3%)
[解] 解説放送にかかる時間	600分 (6.0%)
[リ] 「再放送(リピート放送)」時間 (注5)	4200分 (42.2%)
当該「再放送(リピート放送)」番組の1番組当たりの放送時間の総合計 (注6)	2280分
1か月の総放送時間 (注7)	42000分
「再放送(リピート放送)」時間	18480分 (44.0%)
当該「再放送(リピート放送)」番組の1番組当たりの放送時間の総合計 (注8)	9600分

(2) 青少年保護措置

	対象	青少年保護措置
午後5時～ 9時	●●●●	番組宣伝枠でのお知らせを行う。
午後9時～ 11時	△△△△	テロップにより表示を行う。

(3) 自社の放送番組の制作体制等



- (4) 弊社は平成●年より、東経 110 度 CS 放送を実施しており、上記体制により「●●チャンネル」における番組を制作し、放送サービスを実施しています。
また、当社は 100%の番組を自主制作しております。

別紙(10) 放送番組の審議機関に関する事項

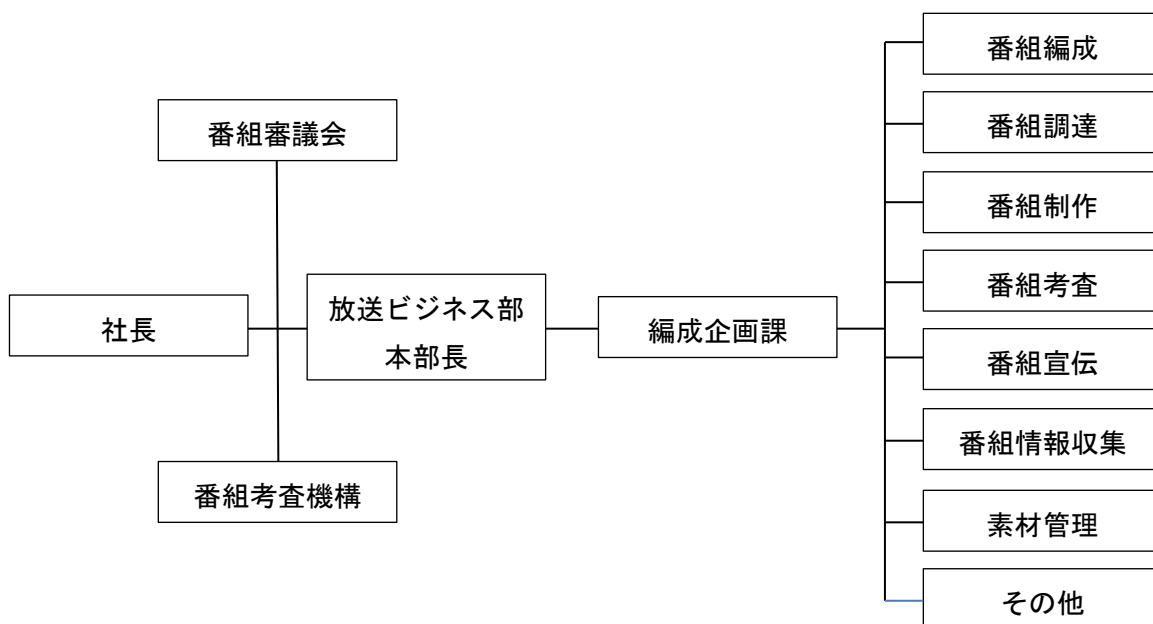
ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員①	●●県●市	男	昭和●年●月●日	大学教授	
委員②	東京都●区	女	昭和●年●月●日	評論家	
委員③	．．．	．．．	．．．	．．．	
委員④	．．．	．．．	．．．	．．．	
委員⑤	．．．	．．．	．．．	．．．	
委員総数				5	人

(将来の開催計画)

審議委員会を1か月に1回以上開催する予定。

ア 放送番組を編集する組織機構と編集責任者の権限

1) 放送番組の編成の機構



2) 番組編成の責任系統

① 放送ビジネス部本部長

編成関連の会議の議長を務め、編成企画課の運営を監督する。

② 編成企画課長

編成企画課の運営を管理し、質の高い番組編成をするための指示を出す。番組調達、番組政策運営を管理し、情報収集、素材管理などを遂行する。

イ 考査組織機構と考査の方法

1) 番組考査機構

- ・社長が、必要に応じて随時開催する。
- ・委員会メンバーは、考査室長、放送ビジネス部本部長、編成企画課長、技術課長、経営企画部長を委員として構成する。

2) 放送ビジネス部

- ・放送ビジネス部の考査担当は各番組を監視する。
- ・番組送出担当者は放送を直接監視する。
- ・番組素材の編集時及び番組表等によって事前に内容について当社の放送基準に沿って審査する。

3) 考査の基準

番組の考査については、特に次の事項に適合するかどうか倫理面を主とした事前考査及び放送注の事故の有無と内容のチェックを行う。

- ・公安及び善良な風俗を害しないこと
- ・政治的に公平であること
- ・報道は、事実を曲げないですること

- ・意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること
放送法、民法連放送基準、その他関係法令に照らし不適切と判断された番組または一部の表現などについては、必要な措置を講じる。

放送に関する視聴者などの意見、苦情、請求その他の諸問題について、事実関係を正確に把握して速やかに対応し、改善を図るための措置を審議検討する。

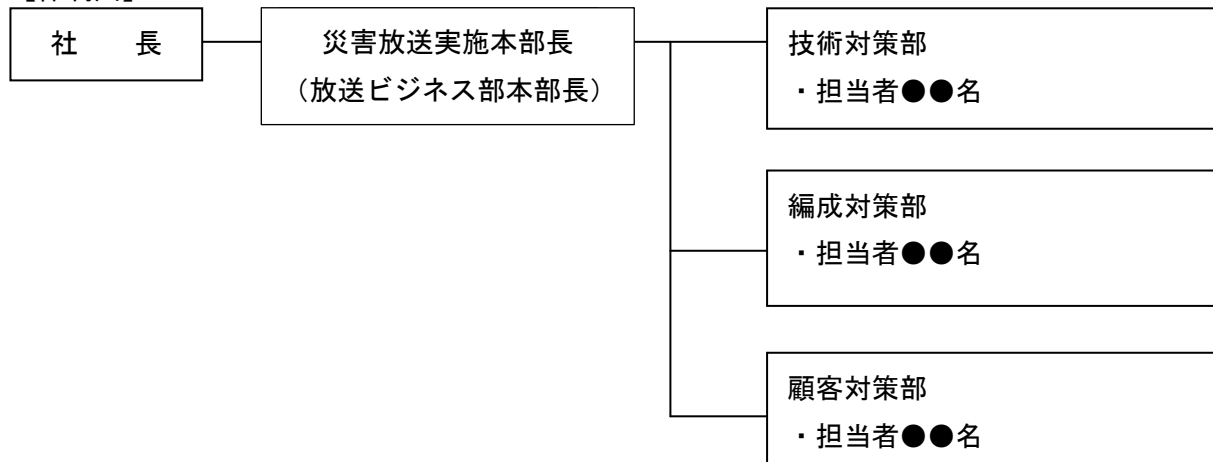
また、番組考査機構の意見や視聴者の番組に関する意見については集約して、各番組供給者にフィードバックし、徹底を図る。

(1) 災害放送の実施体制

地震・津波警報が発表された場合において、次に定める要員の配置を行う。

- ・社長は、当該体制に関する最終責任を負う。
- ・災害放送実施本部長の下に技術対策部、編成対策部及び顧客対策部を設置する。

【体制図】



(2) 災害放送の実施要領

- ・災害放送実施本部長は、災害放送の実施マニュアルに沿って、各対策部を統括し、災害放送を実施する。
- ・各対策部は24時間体制（●名交替制）を構築して対応する。

【災害放送の概要】

災害放送（地震情報、津波情報、気象警報）を適用範囲とし、適応基準は次のとおりとする。

(ア) 災害放送

- ・災害放送とは、地震情報、気象情報、津波情報など様々な災害情報に関わる警告を文字で表示し視聴者に伝えるサービスのこと。
- ・ベースバンド信号に重畳する。
- ・全ての番組（CM 中も含む）での文字での表示
- ・対応情報

地震情報（震度、震源情報）

適応基準 震度4
表示対象 震度3以上
地名表示 市区町村単位
表示内容 津波警報注意報（地図）
津波到達予想時刻・高さ（文字）

津波情報

適応基準 津波警報
表示対象 大津波警報、津波警報、津波注意報
地名表示 市区町村単位
表示内容 発生時刻、震源、市町村震度、津波情報

(イ) 送出時間

災害発生中は及び災害発生後5分～10分程度（災害の大きさによって送出時間は変更するものとする。）

(3) 災害放送の実施マニュアル

- ・別添のとおり

(4) 費用の内訳（見積添付）

科目	内容	金額
技術費	災害放送（ベースバンド）演奏所（プレイアウト）業務委託料	千円 ●●●

(5) 災害放送の実施体制の構築に当たり、特に重視している取組

災害放送の実施体制の構築について、情報の正確性を重視し、送出を●●●に委託しているため、送出後の報告を確実にすることとする。

災害放送の実施を、「災害放送の実施体制」に沿って報告するものとする。

災害放送の送出についての詳細は、別添送出体制図を参照。

別紙(14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要
物品販売事業	スポーツグッズ製作、販売

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A) ×100	備考
●●企画(株)	10 百万円	番組制作	6,000千円	60.0%	
(株)〇〇	1,000 百万円	商社	10,000千円	1.0%	

Ⅲ 別表第八号(第 65 条第 1 項関係)

第 1 見積表

科 目	第 1 年目		第 2 年目		第 3 年目		第 4 年目		第 5 年目	
	事業収支	移動受信 用地上基 幹放送の 業務を行 う事業の 収支	事業収支	移動受信 用地上基 幹放送の 業務を行 う事業の 収支	事業収支	移動受信 用地上基 幹放送の 業務を行 う事業の 収支	事業収支	移動受信 用地上基 幹放送の 業務を行 う事業の 収支	事業収支	移動受信 用地上基 幹放送の 業務を行 う事業の 収支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 売上高	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX
放送料	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX
有料放送料	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX
放送番組制作料	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
放送番組売上料	X, XXX, XXX	-	X, XXX, XXX	-	X, XXX, XXX	-	X, XXX, XXX	-	X, XXX, XXX	-
その他	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-
2 売上原価	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX
放送費	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX
放送委託費	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
技術費	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX
人件費	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX
減価償却費	XX, XXX	X, XXX	XX, XXX	X, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX
その他	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-
3 売上総利益 (1-2)	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX
4 販売費及び一般管理費	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX	X, XXX, XXX	XXX, XXX
販売費	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
一般管理費	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX
人件費	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX
減価償却費	XX, XXX	XXX	XX, XXX	X, XXX	XX, XXX	X, XXX	XX, XXX	X, XXX	XX, XXX	X, XXX
その他	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
5 営業利益(3-4)	XXX, XXX	▲XX, XXX	XX, XXX	▲XX, XXX	XXX, XXX	X, XXX	XXX, XXX	XX, XXX	XXX, XXX	XX, XXX
6 営業外収益	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
7 営業外費用	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
8 経常利益(5+(6-7))	XXX, XXX	-	XX, XXX	-	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-	XXX, XXX	-
備 考										

第2 見積りの根拠

ア 収益

① 放送料

第1年目（第2～5年目も同一。）

区 分	1週間平均の回数	単 価	1週間平均の収入	1年間の収入
	回	千円	千円	千円
放送料				●●●●●
Aタイム 30分	▲	●●	●●●	●●●●●
60分	▲	●●	●●●	●●●●●
90分	▲	●●	●●●	●●●●●
Bタイム 30分	▲	●●	●●●	●●●●●
60分	▲	●●	●●●	●●●●●
90分	▲	●●	●●●	●●●●●
Cタイム 30分	▲	●●	●●●	●●●●●
60分	▲	●●	●●●	●●●●●
90分	▲	●●	●●●	●●●●●
Aスポット 30分	▲	●●	●●●	●●●●●
60分	▲	●●	●●●	●●●●●
90分	▲	●●	●●●	●●●●●
Bスポット 30分	▲	●●	●●●	●●●●●
60分	▲	●●	●●●	●●●●●
90分	▲	●●	●●●	●●●●●
Cスポット 30分	▲	●●	●●●	●●●●●
60分	▲	●●	●●●	●●●●●
90分	▲	●●	●●●	●●●●●

※ 「第3 放送番組の主たる利用見込者」に記載の利用見込がたっているもののみ記載した。

※ 放送料金表を別添する。

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の放送料＞

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

区 分	1 週間平均の回数	単 価	1 週間平均の収入	1 年間の収入
	回	千円	千円	千円
放送料				●●●●●
A タイム 30 分	▲	●●	●●●	●●●●●
60 分	▲	●●	●●●	●●●●●
90 分	▲	●●	●●●	●●●●●
B タイム 30 分	▲	●●	●●●	●●●●●
60 分	▲	●●	●●●	●●●●●
90 分	▲	●●	●●●	●●●●●
C タイム 30 分	▲	●●	●●●	●●●●●
60 分	▲	●●	●●●	●●●●●
90 分	▲	●●	●●●	●●●●●
A スポット 30 分	▲	●●	●●●	●●●●●
60 分	▲	●●	●●●	●●●●●
90 分	▲	●●	●●●	●●●●●
B スポット 30 分	▲	●●	●●●	●●●●●
60 分	▲	●●	●●●	●●●●●
90 分	▲	●●	●●●	●●●●●
C スポット 30 分	▲	●●	●●●	●●●●●
60 分	▲	●●	●●●	●●●●●
90 分	▲	●●	●●●	●●●●●

【別添】 放送料金表

・タイムランク

ランク	項目	時間帯
Aランク	月曜～金曜日	19:00～25:00
	土、日曜日	12:00～26:00
Bランク	月曜～金曜日	15:00～19:00、25:00～28:00
	土曜日	8:00～12:00、26:00～28:00
	日曜日	6:00～12:00、26:00～27:00
Cランク	月曜～金曜日	6:00～15:00、28:00～30:00
	土曜日	6:00～8:00、28:00～30:00

・タイム料金表

番組 分数	標準 CM秒数	提供秒数			販売価格（千円）									
		提供	冠 提供	冠一社 提供	提供			冠提供			冠一社提供			
					A ランク	B ランク	C ランク	A ランク	B ランク	C ランク	A ランク	B ランク	C ランク	
30分	185秒	60秒	90秒	180秒	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
60分	345秒	90秒	180秒	330秒	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
90分	535秒	150秒	270秒	510秒	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●

・スポット料金表

秒数	Aランク単価	Bランク単価	Cランク単価
15秒	●●千円	●●千円	●●千円
30秒	●●千円	●●千円	●●千円
60秒	●●千円	●●千円	●●千円

② 有料放送料金

第1年目

区 分	収入	算出根拠
有料放送料金	千円 ●●●●●	
視聴料（単チャンネル）	0	年間加入者数（年央値〇人）×月額視聴料（税抜 XXX 円）×12 か月
視聴料（パック）	●●●●●	年間加入者数（年央値▲人）×アロケーション（税抜 XXX 円）×12 か月

第2年目から第5年目（算出の考え方は第1年目と同じ）

区 分	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
有料放送料金	千円 ●●●●●	千円 ●●●●●	千円 ●●●●●	千円 ●●●●●
視聴料（単チャンネル）	0 (〇人×XXX 円 ×12 か月)	0 (〇人×XXX 円 ×12 か月)	0 (〇人×XXX 円 ×12 か月)	0 (〇人×XXX 円 ×12 か月)
視聴料（パック）	●●●●● (▲人×XXX 円 ×12 か月)	●●●●● (▲人×XXX 円 ×12 か月)	●●●●● (▲人×XXX 円 ×12 か月)	●●●●● (▲人×XXX 円 ×12 か月)

※ 有料放送料金表及び年間加入者数見積の根拠を別添する。

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の放送料＞

平成24年4月1日～平成25年3月31日

区 分	収入	算出根拠
有料放送料金	千円	
合計	●●●●●	
加入料収入	●●●	年度内新規加入者数（▲人）×加入料（税抜 X,XXX 円）
基本料収入	●●●	月初加入者数の年度平均（▲人）×基本料（税抜 XXX 円）×12 か月
視聴料（単チャンネル）	●●●	年間加入者数（年央値▲人）×月額視聴料（税抜 XXX 円）×12 か月
視聴料 （プレミアムパック）	●●●●●	年間加入者数（年央値▲人）×アロケーション（税抜 XXX 円）×12 か月
視聴料 （プレミアム15パック）	●●●●●	年間加入者数（年央値▲人）×アロケーション（税抜 XXX 円）×12 か月

【別添】 有料放送料金表

・ 単独視聴料

放送サービス契約単位：●●チャンネル

課金単位：一月毎

視聴料／月（税別）：XXX 円

・ パック・セット視聴料

放送サービス契約単位：▲▲パック

課金単位：一月毎

視聴料／月（税別）：XXX 円

※ パック・セット視聴料については、他事業者との調整が必要のため仮とする。

【別添】 有料放送加入者数見積の根拠

1 V-High 対応端末販売台数の予測

有料放送加入者数を見積もる上での母数となる V-High 対応端末販売台数については、以下のように予測した。

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
スマートフォン販売台数 *1	3,340 万台	3,580 万台	3,530 万台	3,530 万台	3,530 万台
携帯電話会社 × × 社のスマートフォン販売台数 *2	1,470 万台	1,539 万台	1,483 万台	1,447 万台	1,412 万台
× × OS 端末販売台数 *3	603 万台	631 万台	608 万台	593 万台	579 万台
V-High 対応端末販売台数 *4	422 万台	442 万台	426 万台	415 万台	405 万台

*1 - 2018 年までの直近 3 年間については民間リサーチ会社 × × 総研が公表した予測値（出典：〇〇／資料添付）を参考とし、2018 年以降は横ばいと仮定した。

*2 - 電気通信事業者の業界団体 × × 協会が公表した実績値（出典：〇〇／資料添付）によれば、V-High 対応端末を取り扱っている携帯電話会社 XX 社の市場シェアの直近の推移は以下のとおりであり、1 年ごとにおよそ 1% ずつ低下している。

	2010年11月	2011年11月	2012年11月	2013年11月
携帯電話会社 × × 社の市場シェア	49.0%	47.59%	47.32%	45.57%

同社は今後、有力機種△△フォンの取扱いを始めるため、シェアを回復する可能性があるが、ここでは事業計画の確実性を重視し、引き続き 1 年ごとに 1% ずつシェアが低下するものと仮定して、2015 年度以降の市場シェアを以下のように仮定した。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
携帯電話会社 × × 社の市場シェア	44%	43%	42%	41%	40%

*3 - 携帯電話会社 × × 社は、主に × × OS と △△OS の 2 つの OS のスマートフォンを販売しているが、このうち V-High に対応しているのは前者のみである。後者の対応端末は最近、取扱を開始したばかりであるため、これが前者の対応端末の販売台数に与える影響を考慮する必要がある。この点については、民間リサーチ会社 × × 総研が公表した調査結果（出典：〇〇／資料添付）によれば、携帯電話会社 × × 社が △△OS 対応端末の販売を開始した直後に、同社スマートフォンユーザ（△△OS 対応端末を使用している者を除く）に対し、△△OS 対応端末に興味があるかとのアンケート調査に対し、約 4 割のユーザが「興味がある」と回答したとのデータがある。必ずしも、これらのユーザがすべて △△OS 対応端末に移行するとは考えられないが、ここでは事業計画の確実性を重視し、今後の両 OS 対応端末のシェアは 6 : 4 で推移するものと仮定した。

*4 - 携帯電話会社 × × 社が取り扱う × × OS 端末の販売台数のうち、V-High 対応端末が占める割合については、これまでは、フラッグシップモデルその他売れ筋の機種はすべて V-High に対応しているところであり、この傾向は今後も継続すると見込まれるが、ここでは事業計画の確実性を重視し、「7 割」と仮定した。

2 加入者数について

(1) パックの加入者数について

弊社●●チャンネルは、先行事業者である▲▲チャンネルと、■■チャンネルや●■チャンネル等有力な既存放送チャンネルとパック（固定パック）を組むことを予定している（これらのチャンネルの各社におけるパック組成の合意書は資料×参照）。

現在▲▲チャンネルは月額××円（税別）でリアルタイム型放送×チャンネルと蓄積型放送を行っている。

▲▲チャンネルの新規加入率は、V-High 対応端末販売台数に対し、およそ××%前後となっている。（資料×＜対外秘＞）

一方、●●チャンネル等で組成を予定している上記の新たなパックは月額××円（税別）で行う予定である。

価格は上がるが、チャンネル数が大幅に増え、かつ、これらの追加チャンネルはいずれも衛星基幹放送において実績と知名度のあるチャンネルであり（注：弊社●●チャンネル及び他社■■チャンネル、●■チャンネル等の衛星基幹放送における単価、加入者数、売上高、人気ランキング等の実績は資料×＜対外秘＞において詳述）、××円でこれらをすべて視聴できるというのはユーザーにとっても非常な割安感があると見込まれること、販路や販促活動についても先行事業者である▲▲チャンネル単独の時代と同等の取組みを行うこと（販路・販促活動に関する事業計画については資料×＜対外秘＞において詳述）から、先行事業者である▲▲チャンネル単独のこれまでの新規加入率実績に比べて、この新たなパックの新規加入率が下がることはないと考える。

したがって、対応端末の普及予測と新規加入率予測から、1年ごとのパックの新規加入者数予測を次のように計算する。

$$\text{パックの新規加入者数 (*1)} = \text{対応端末普及台数} \times \text{加入率} \times \times \% \times \text{安全係数 } 80\%$$

※ 安全係数とは、社会経済情勢の急激な変化などを勘案しておいたもの。

これに対し、解約数(*2)については、①先行する▲▲チャンネルの解約率は、加入後1年で約××%、2年目で約××%となっていること（資料×＜対外秘＞）、②上記新たなパックの契約の定着率は、1年目は上記①と同様の解約率を見込むが、2年目以降は1年ごとに少なくとも×%ずつ低くなると見込まれること（その根拠については資料×＜対外秘＞）、③事業計画の確実性を重視する観点から、これに安全係数×%をかけること、により、1年で××%、2年で××%、3年目で全ユーザが端末買換えを行うとみなして100%が解約する（注：引き続き端末買換え後も加入し続ける加入者はいるが、それらはすべて上記「新規加入率」に含まれるため、ダブルカウントとならないよう、ここでは一切計上しない）と仮定した。

	第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
新規加入者数*1	××万人	××万人	××万人	××万人	××万人
解約者数*2	××万人	××万人	××万人	××万人	××万人
累計加入者	××万人	××万人	××万人	××万人	××万人
累計加入者数（年央値）	××万人	××万人	××万人	××万人	××万人

(2) 単チャンネルの加入者数について

弊社●●チャンネルの単チャンネル販売も並行して行うが、視聴者は割安な上記パックに加入するとみられること、独自販路及び独自販促による営業活動（資料×＜対外秘＞において詳述）では上記パックに比べ十分な加入を見込むことができないことから、事業計画の確実性を重視するため、ここでは単チャンネルの収入は一切考慮しないこととした。

③ 放送番組制作料
現状は、計画していない。

④ 放送番組売上料
現状は、計画していない。

イ 費用

① 放送費

第1年目

科 目	金 額	根 拠
放送費	千円 XXX, XXX	事業全体の番組制作費を、衛星基幹放送を含めた事業全体の放送料収入のうち、移動受信用地上基幹放送で見込まれる放送料収入の比率により案分配賦した費用を負担することとする。 (事業全体の番組制作費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%)
番組制作費	XX, XXX	
編集業務委託費	XX, XXX	
著作権使用料	XX, XXX	
特許権使用料	XX, XXX	権利者との契約(別添)の料金に基づく。 (移動受信用地上基幹放送の事業収入●千円×使用料率▲%) (料金テーブル: ユーザ数▲万人の場合)

第2年目から第5年目(算出の考え方は第1年目と同じ)

科 目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
放送費	千円 XXX, XXX	千円 XXX, XXX	千円 XXX, XXX	千円 XXX, XXX
番組制作費	XXX, XXX (事業全体の番組制作費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%)	(●千円 ×▲%)	(●千円 ×▲%)	(●千円 ×▲%)
編集業務委託費	XXX, XXX (事業全体の編集業務委託費●千円 ×事業全体に対する移動受信用地上	XXX, XXX (●千円 ×▲%)	XXX, XXX (●千円 ×▲%)	XXX, XXX (●千円 ×▲%)
著作権使用料	×事業全体に対する移動受信用地上 基幹放送の収入比率▲%)	XX, XXX (●千円 ×▲%)	XX, XXX (●千円 ×▲%)	XX, XXX (●千円 ×▲%)
特許権使用料	XX, XXX (移動受信用地上基幹放送の事業収入●千円×使用料率▲%) XX, XXX (ユーザ数▲万人の場合)	XX, XXX (▲万人)	XX, XXX (▲万人)	XX, XXX (▲万人)

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の放送費＞

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

科 目	金 額	算出根拠
	千円	
放送費	XXX, XXX	平成 24 年度実績値
番組制作費	XXX, XXX	”
編集業務委託費	XXX, XXX	”
著作権使用料	XXX, XXX	”
特許権使用料	XXX, XXX	”

② 放送委託費

第 1 年目

科 目	金 額	根 拠
	千円	
放送委託費	XXX, XXX	モバキャスサービス契約約款の料金に準じている。 (基本料160,000千円/年/有料放送売上の30%)

第 2 年目から第 5 年目（算出根拠は第 1 年目と同じ）

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の放送委託費＞

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

科 目	金 額	算出根拠
	千円	
放送委託費	XXX, XXX	
トラポン使用料	XXX, XXX	XXX 千円×▲スロット×12 か月
アップリンク料	XX, XXX	XXX 千円×▲スロット×12 か月

③ 技術費

第1年目

科 目	金 額	根 拠
	千円	
技術費	XXX, XXX	
放送設備の保守点検費	XX, XXX	保守点検委託契約（別添）に基づく。（X, XXX千円×12か月）
送出及びCAS管理業務委託費	XX, XXX	モバキャス付随サービス（共通・送信費用）契約（別添）に基づく。 （XX, XXX千円／年／2セグ）
字幕サービス	X, XXX	字幕サービス提供契約（別添）に基づく。（XXX千円×12か月）
災害データ放送	XX, XXX	災害サービス放送提供契約（別添）に基づく。（X, XXX千円×12か月）
緊急地震速報	X, XXX	緊急地震速報サービス提供契約（別添）に基づく。（XXX千円×12か月）

第2年目から第5年目（算出根拠は第1年目と同じ）

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の技術費＞

平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	金 額	根 拠
	千円	
技術費	XXX, XXX	
放送設備の保守点検費	XX, XXX	保守点検委託契約（別添）に基づく。（X, XXX千円×12か月）
送出及びCAS管理業務委託費	XX, XXX	スカパーJSATとの契約（別添）に基づく。 （XX, XXX千円×▲▲スロット×12か月）
字幕サービス	X, XXX	字幕サービス提供契約（別添）に基づく。（XXX千円×12か月）
災害データ放送	XX, XXX	災害サービス放送提供契約（別添）に基づく。（X, XXX千円×12か月）
緊急地震速報	X, XXX	緊急地震速報サービス提供契約（別添）に基づく。（XXX千円×12か月）

④ 人件費（売上原価に関するもの）

第1年目

科 目	金 額	根 拠
人件費	千円 XX, XXX	事業全体の人件費（平成24年度実績ベースに今後の人員計画（別添）を加算したもの）を、衛星基幹放送を含めた事業全体の放送料収入のうち、移動受信用地上基幹放送で見込まれる放送料収入の比率により案分配賦した費用を負担することとする。 （事業全体の人件費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%）

第2年目から第5年目（算出の考え方は第1年目と同じ）

科 目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
人件費	千円 XX, XXX （事業全体の人件費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%）	千円 XXX, XXX （●千円×▲%）	千円 XXX, XXX （●千円×▲%）	千円 XXX, XXX （●千円×▲%）

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の人件費（売上原価に関するもの）＞
平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	金 額	算出根拠
人件費	千円 XXX, XXX	平成24年度実績値

⑤ 減価償却費（売上原価に関するもの）

第1年目

科 目	金 額	根 拠
減価償却費	千円 X, XXX	字幕対応設備（●千円）・送出設備（●千円）・編集機材（●千円）は、6年定率法による減価償却とする。 システムソフトウェア（●千円）は5年定額法による減価償却とする。 事業全体の減価償却費を、衛星基幹放送を含めた事業全体の放送料収入のうち、移動受信用地上基幹放送で見込まれる放送料収入の比率により案分配賦した費用を負担することとする。 （事業全体の減価償却費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%）

第2年目から第5年目（算出の考え方は第1年目と同じ）

科 目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
減価償却費	千円 XX, XXX （事業全体の減価償却費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%）	千円 XX, XXX （●千円×▲%）	千円 XX, XXX （●千円×▲%）	千円 XX, XXX （●千円×▲%）

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の減価償却費（売上原価に関するもの）＞
平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	金 額	算出根拠
減価償却費	千円 XX, XXX	字幕対応設備（●千円）・送出設備（●千円）・編集機材（●千円）は、6年定率法による減価償却とする。 システムソフトウェア（●千円）は5年定額法による減価償却とする。

⑥ その他（売上原価に関するもの）

現状は特段想定されない。

⑦ 販売費

第1年目

科 目	金 額	根 拠
販売費	千円 XXX, XXX	
契約・課金・決済業務委託費	XXX, XXX	(株)ジャパン・モバイルキャストとの契約(別添)に基づく。 (有料放送売上●千円×20%)
広告費	X, XXX	新聞広告費●千円、雑誌広告費●千円
販売促進費	X, XXX	販促イベント開催費●千円、キャンペーン費●千円、代理店手数料●千円

第2年目から第5年目(算出の考え方は第1年目と同じ)

科 目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
販売費	千円 XXX, XXX	千円 XXX, XXX	千円 XXX, XXX	千円 XXX, XXX
契約・課金・決済業務委託費	XXX, XXX (有料放送売上●千円 ×20%)	(●千円 ×20%)	(●千円 ×20%)	(●千円 ×20%)
広告費	X, XXX (新聞広告費●千円、 雑誌広告費●千円)	X, XXX (●千円、 ●千円)	X, XXX (●千円、 ●千円)	X, XXX (●千円、 ●千円)
販売促進費	X, XXX (販促イベント開催費●千円、 キャンペーン費●千円、 代理店手数料●千円)	X, XXX (●千円、 ●千円、 ●千円)	X, XXX (●千円、 ●千円、 ●千円)	X, XXX (●千円、 ●千円、 ●千円)

【参考】<弊社の行っている衛星基幹放送(××チャンネル)の販売費>

平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	金 額	算出根拠
販売費	千円 XXX, XXX	スカパーJSATとの契約(別添)の料金に基づく。
スカパーJSATに対する業務委託費	XXX, XXX	(有料放送売上●千円×25%+代理手数料●千円)
広告費	X, XXX	新聞広告費●千円、雑誌広告費●千円
販売促進費	X, XXX	販促イベント開催費●千円、キャンペーン費●千円、 代理店手数料●千円

⑧ 一般管理費

第1年目

科 目	金 額	根 拠
1 一般管理費 (2+3)	千円 XX,XXX	
2 一般管理費 (共通)	XX,XXX	事業全体の一般管理費(人員計画、設備計画及び社屋の賃借料を基に算出)を、衛星基幹放送を含めた事業全体の放送料収入のうち、移動受信用地上基幹放送で見込まれる放送料収入の比率により案分配賦した費用を負担することとする。 (事業全体の一般管理費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%)
3 一般管理費 (移動受信用地上基幹放送のみに係るもの)	X,XXX	
研修費	X,XXX	個人情報保護に係る研修実施委託費用(見積別添)

第2年目から第5年目(算出の考え方は第1年目と同じ)

科 目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
1 一般管理費 (2+3)	千円 XX,XXX	千円 XX,XXX	千円 XX,XXX	千円 XX,XXX
2 一般管理費 (共通)	XX,XXX (事業全体の一般管理費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%)	XX,XXX (●千円×▲%)	XX,XXX (●千円×▲%)	XX,XXX (●千円×▲%)
3 一般管理費 (移動受信用地上基幹放送のみに係るもの)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
研修費	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の一般管理費＞

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

科 目	金 額	算出根拠
	千円	
一般管理費	XXX, XXX	平成 24 年度実績値
旅費・交通費	XX, XXX	”
会議費	XX, XXX	”
消耗品費	X, XXX	”
通信費	X, XXX	”
雑費	X, XXX	”
オフィス賃借料	XXX, XXX	”
水道光熱費	X, XXX	”

⑨ 人件費（販売費及び一般管理費に関するもの）

第1年目

科 目	金 額	根 拠
人件費	千円 XX, XXX	事業全体の人件費（平成24年度実績ベースに今後の人員計画（別添）を加算したもの）を、衛星基幹放送を含めた事業全体の放送料収入のうち、移動受信用地上基幹放送で見込まれる放送料収入の比率により案分配賦した費用を負担することとする。 （事業全体の人件費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%）

第2年目から第5年目（算出の考え方は第1年目と同じ）

科 目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
人件費	千円 XX, XXX （事業全体の人件費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%）	千円 XXX, XXX （●千円×▲%）	千円 XXX, XXX （●千円×▲%）	千円 XXX, XXX （●千円×▲%）

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の人件費（販売費及び一般管理費に関するもの）＞

平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	金 額	算出根拠
人件費	千円 XXX, XXX	平成24年度実績値

⑩ 減価償却費（販売費及び一般管理費に関するもの）

第1年目

科 目	金 額	根 拠
減価償却費	千円 XXX	社屋（●千円）は、50年定率法による減価償却とする。 OA機器等（●千円）については、6年定率法による減価償却とする。 システムソフト機器等（●千円）は5年定額法による減価償却とする。 事業全体の減価償却費を、衛星基幹放送を含めた事業全体の放送料収入のうち、移動受信用地上基幹放送で見込まれる放送料収入の比率により案分配賦した費用を負担することとする。 （事業全体の減価償却費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%）

第2年目から第5年目（算出の考え方は第1年目と同じ）

科 目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
減価償却費	千円 X, XXX （事業全体の減価償却費●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%）	千円 XX, XXX （●千円×▲%）	千円 XX, XXX （●千円×▲%）	千円 XX, XXX （●千円×▲%）

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の減価償却費（売上原価に関するもの）＞
平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	金 額	算出根拠
減価償却費	千円 XX, XXX	字幕対応設備（●千円）・送出設備（●千円）・編集機材（●千円）は、6年定率法による減価償却とする。 システムソフトウェア（●千円）は5年定額法による減価償却とする。

⑪ その他

第1年目

科 目	金 額	根 拠
その他 租税公課	千円 XXX,XXX	固定資産税、法人事業税、消費税 事業全体の租税公課を、衛星基幹放送を含めた事業全体の放送料収入のうち、移動受信用地上基幹放送で見込まれる放送料収入の比率により案分配賦した費用を負担することとする。 (事業全体の租税公課●千円×事業全体に対する移動受信用地上基幹放送の収入比率▲%)

第2年目から第5年目（算出根拠は第1年目と同じ）

【参考】＜弊社の行っている衛星基幹放送（××チャンネル）の租税公課＞

平成24年4月1日～平成25年3月31日

科 目	金 額	算出根拠
租税公課	千円 XXX,XXX	固定資産税、法人事業税、消費税

第3 放送番組の主たる利用見込者

ふりがな 氏名又は名称	住所	1年間の利用 見込金額	1週間の利用度		備考
			回数	時間	
		千円	回	時間	
(株)●●●	東京都千代田区霞ヶ関	XXX, XXX	▲	▲	当社株主
(株)▲▲▲	東京都渋谷区神宮前	X, XXX	▲	▲	
■ ■ ■ (株)	東京都港区赤坂	XX, XXX	▲	▲	
(株)●▲■	東京都品川区荏原	X, XXX	▲	▲	

※ 弊社の行う移動受信地上基幹放送(●●チャンネル)における放送番組の利用に関する契約書(写し)を別添する。

別表 8-① 個人情報の保護に関する事項

(1) 個人情報の保護の実施体制

弊社では、「プライバシーポリシー」(別添資料)に則り、個人情報の保護の最終責任を社長が負い、その下に個人情報保護管理責任者を置き、個人情報保護に関わる全社的な判断、推進活動、個人情報の保護に関わる運用を推進している。

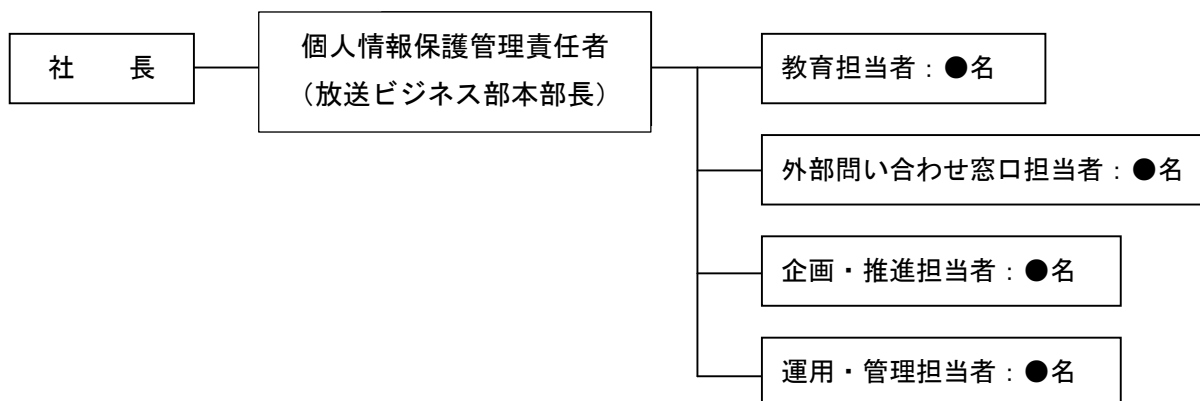
また、当社は、普及促進・顧客管理等をあわせた運用業務ならびに送信業務を●●社に業務委託する。

委託業務には、有料放送契約に係る加入・追加・変更・解約、課金、普及促進、並びに「提供条件の説明及び苦情等の処理」の対応が含まれるため、●●社においても、顧客の個人情報の保護について高い責任が発生する。●●社とは「個人情報の取扱いに関する覚書」(別添資料)を締結することで、個人情報保護に関する合意事項を取り決める。本項では、弊社による個人情報の保護に関する事項に併せて、●●社による個人情報保護についても説明する。

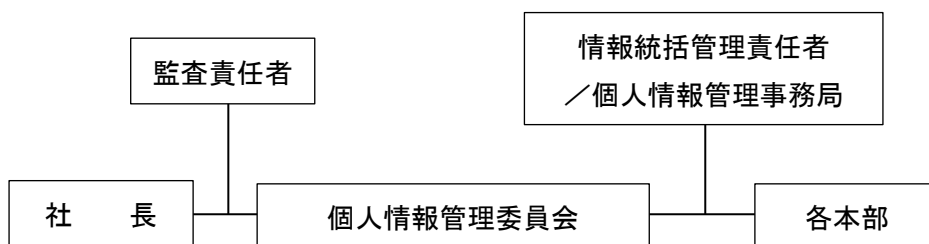
当社は●●社とも連携し、個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等を実施し、万が一、個人情報の漏えい等が発生した場合は、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい、滅失又は毀損に係る事実関係及び再発防止策の公表並びに当該漏えい、滅失又は毀損に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施する。

具体的な体制図を以下に掲げる。

【体制図】 弊社



【体制図】 ●●社



(●●社プライバシーポリシーを添付する。)

(2) 個人情報の保護の実施要領

個人情報保護管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成 16 年総務省告示第 696 号)を遵守するため、個人情報の保護マニュアルに沿って、個人情報の適正な取得及び適正な利用に努める。

特に、同指針に定める以下の事項に留意する。

ア あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこと。

イ 契約の締結に伴い、契約書等に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示すること。

ウ あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供しないこと。

エ 当該受信者から個人情報の訂正、利用停止等の求めがあった場合には遅滞なく対応すること。

オ 個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めること。

また、弊社は個人情報保護に関する方針をホームページで公表している(ホームページの写しを別添する。)

(3) 個人情報の保護マニュアル

別添のとおり

(4) 費用の内訳

科目	内容	金額
一般管理費	研修費用	●●●千円
販売費	Web サイト構築・更新費用	●●●千円

(5) 個人情報の保護体制の構築に当たり、特に重視している取組

.....
.....

別添 個人情報の保護マニュアル該当ページ一覧

チェック	項目(放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の該当条文)	該当ページ
☑	適正な取扱い(第三条)	●ページ
☑	利用目的の特定(第四条)	●ページ
☑	利用目的による制限(第五条)	●ページ
☑	取得の範囲の制限(第六条)	●ページ
☑	適正な取得(第七条)	●ページ
☑	取得に際しての利用目的の通知等(第八条)	●ページ
☑	データ内容の正確性の確保(第九条)	●ページ
☑	安全管理措置(第十条)	●ページ
☑	管理責任者(第十一条)	●ページ
☑	安全管理規程(第十二条)	●ページ
☑	取扱いの管理(第十三条)	●ページ
☑	視聴履歴等の管理(第十四条)	●ページ
☑	従業者の監督(第十五条)	●ページ
☑	委託先の監督(第十七条)	●ページ
☑	受信機に記録された個人情報の管理(第十七条の二)	●ページ
☑	第三者提供の制限(第十八条)	●ページ
☑	個人データの保存期間及び消去(第十九条)	●ページ
☑	保有個人データに関する事項の公表等(第二十条)	●ページ
☑	開示(本人からのデータ開示要求)(第二十一条)	●ページ
☑	訂正等(本人からのデータ内容の訂正等の要求)(第二十二条)	●ページ
☑	利用停止等(本人からのデータの利用停止等の要求)(第二十三条)	●ページ
☑	理由の説明(第二十四条)	●ページ
☑	開示の求めに応じる手続き(第二十五条)	●ページ
☑	手数料(第二十六条)	●ページ
☑	苦情の処理(第二十七条)	●ページ
☑	基本方針の策定及び公表(第二十八条)	●ページ
☑	漏えい等に関する事実等の公表等(第二十九条)	●ページ
☑	漏えいがあった場合の本人への通知	●ページ
☑	漏えい等があった場合事実関係及び再発防止策の公表	●ページ
☑	漏えい等があった場合事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告	●ページ

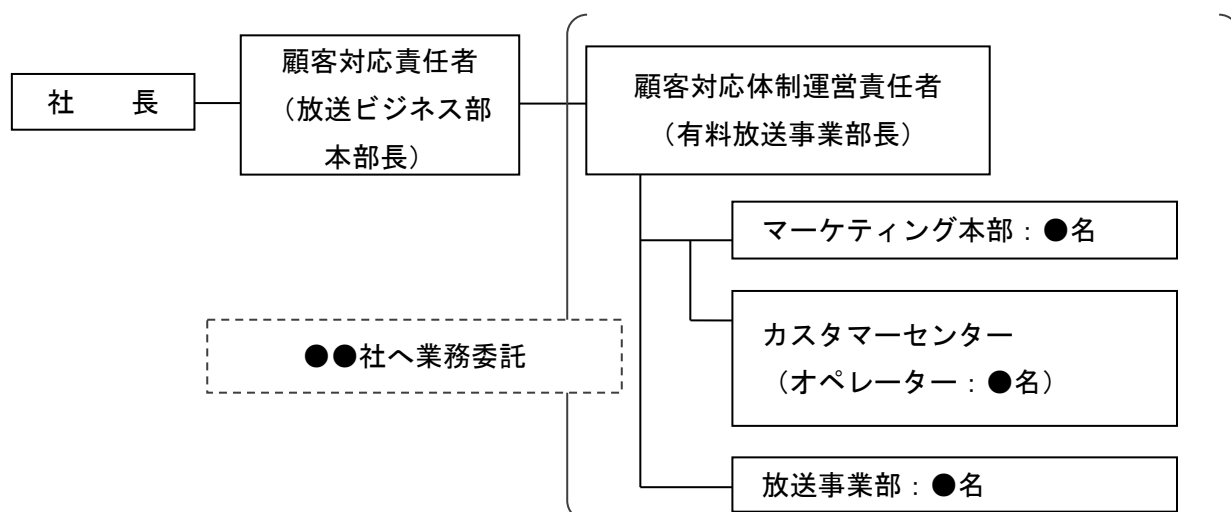
(1) 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理の対応体制

弊社は、普及促進・顧客管理等を併せた運用業務並びに送信業務を一貫したプラットフォームサービスとして、●●社に業務委託する（別添資料「有料放送運用業務委託契約」参照）。

「提供条件の説明及び苦情等の処理」業務については、上記プラットフォームサービスに含まれるものとして、●●社に業務委託する。●●社は、放送事業主体である弊社の指揮監督のもと、顧客対応業務を遂行する。弊社と●●社は定期的に会合を持ち、顧客対応に係る情報を共有し、また対応方針について協議を行う。

放送事業主体として、視聴者に対する放送に係る最終責任者は弊社社長であり、提供条件の説明及び苦情等の処理の対応についても同様とする。●●社は、弊社からの有料放送管理業務委託の責任の範囲内で、提供条件の説明及び苦情等の処理の対応責任を負う。

【体制図】



(2) 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理の実施・把握

ア 委託先に対する委託契約内容に基づく定期的な実地検査の実施計画

一年に一度、弊社は顧客対応の最終責任を負う放送事業主体として、有料放送運用業務委託先である●●社における、「提供条件の説明及び苦情」の処理業務の実施現場に視察・実地検査を行う。

弊社は契約に基づき、●●社に対し、誠意を持って弊社による視察・実地検査に対応させ、本件業務に係る人員数、体制、対応件数、対応内容等、弊社の求める情報を報告させる。上記の定期視察・実地検査以外でも、弊社が希望する場合は、随時、業務を阻害しない範囲内で日程・場所を調整の上、●●社に視察・実施検査に応じさせる。

なお、●●社が顧客対応実務を別の会社に再委託する場合は、弊社は再委託先の顧客対応実施現場に視察・実地検査を行うものとする。その場合、●●社に責任をもって、再委託先との調整を行わせるものとする。

イ 提供条件の説明及び苦情等の処理の状況を把握するための委託先との情報共有の実施計画

提供条件の説明及び苦情等の処理の状況を把握するための委託先との情報共有のため、以下のような会議体あるいは情報共有チャンネルを設置するものとする。

会議体	参加者	開催頻度	目的
個別連絡会(定期)	弊社 ●●社	一月に一度	当チャンネルに係る顧客対応上必要な情報共有。顧客対応上の課題の解決。
個別連絡会(臨時)	弊社 ●●社	随時	定期個別連絡会を待たず、比較的迅速に判断が必要な、当チャンネルに係る顧客対応上必要な情報共有と顧客対応上の課題の解決。
事業者連絡会	放送事業者各社 ●●社	一月に一度	委託事業者全体に係る顧客対応上必要な情報共有。
緊急連絡(メール、電話等による)	弊社 ●●社	随時	大きなクレームなど緊急対応が必要で、当社の判断が求められる案件

※ここに記された参加者以外も必要あるいは要請に応じ参加可能とする(例:顧客対応再委託先)。

これら会議及び緊急連絡において、●●社では判断できない顧客からの問合せや対応上の重要課題について検討し、両者協議のうえ対応方針の決定を行う。ただし、顧客対応方針の最終判断は放送事業主体である弊社が行い、最終責任を弊社が負うものとする。

(3) 委託契約内容

- ・ 別添のとおり

(4) 費用の内訳

- ・ 別添のとおり

(5) 有料放送の役務の提供条件の説明及び苦情等の処理体制の構築に当たり、特に重視している取組

.....
.....

参考となる資料③ 放送番組の検索又は選択に関する情報の送信

弊社は、7セグメント未満のテレビジョン放送による移動受信用地上基幹放送の業務を申請するため、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信は行わない。

参考となる資料④ 放送の特性を生かしたサービスの推進

様式適宜

費用の内訳

科目	内容	金額
●●●	▲▲▲▲	■●●千円
●●●	▲▲▲▲	■●●千円

IV 別表第九号(第 65 条第 2 項関係)

「基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力」の記載に当たっては、放送技術課が発行している「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第2版）（平成 24 年 12 月）」（以下「手引き」という。）を参考にすること。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

1. 業務を確実に実施することができる体制

① 組織体制図

手引き P36 を参照。

② 管理規程類

手引き P36～P37 を参照。

2. 業務に従事する者の実務経験等

手引き P37 を参照。

本マニュアルはインターネットにも掲載しています。

【総務省の情報通信政策に関するポータルサイト】内
マニュアルハンドブック支援メニュー

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/manual.html

V-High放送の業務申請マニュアル

平成25年 12月 18日

編集・発行

総務省 情報流通行政局 地上放送課

総務省 情報流通行政局 放送政策課

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5776 FAX 03-5253-5779